安城市障害者福祉計画

第６次安城市障害者計画
第８期安城市障害福祉計画
第４期安城市障害児福祉計画

【　計画案　】

令和8年（2026 年）10月 22日版

目次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の趣旨と背景 1
　２　障害者支援や障害福祉をめぐる動き 2
　３　計画の位置づけ 5
　４　計画の期間 8
　５　障害のある人の定義 9
　６　計画の策定体制 9

第２章　安城市の障害者等を取り巻く状況 12
　１　人口の状況 12
　２　手帳所持者等の状況 13
　３　第５次安城市障害者計画の実施状況 22
　４　今後の施策推進に向けた課題・施策ニーズ 23

第３章　計画の基本的な考え方 25
　１　計画の基本理念 25
　２　基本目標 26
　３　計画を貫く視点 28
　４　重点施策 30
　５　施策体系 33
　６　成果をはかる指標 34

第４章　安城市障害者計画 35
　基本目標　１　安全・安心で支え合いのある地域社会の実現 35
　基本目標　２　生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実 43
　基本目標　３　人とのつながりや権利が守られる支援の充実 48
　基本目標　４　子どもの育ちと学びを支える環境の充実 53
　基本目標　５　障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実 59
　基本目標　６　就労機会と就労支援の充実 63
　基本目標　７　障害理解を深める啓発活動の充実 67

第５章　安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画 70
　１　基本指針の概要 70
　２　障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標・活動指標 71
　３　障害福祉サービス等の見込量と確保策 83
　４　地域生活支援事業の見込量と確保策 88

５　障害児通所支援・障害児相談支援の見込量と確保策 94
６　その他の支援に関する見込量と確保策 96

第６章　計画の推進体制 97
１　関係機関・団体等との連携による推進 97
２　計画の進捗管理 99

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨と背景

国の障害者施策においては、平成２３年（２０１１年）８月の「障害者基本法」の大幅な改正に伴い、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「障害により日常生活や社会生活に制限を受ける社会であること」を問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

その後、平成２６年（２０１４年）１月の「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」の批准及びそれを契機とした国内法の整備・改正により、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう各種の環境整備が進められています。

本市においては、第１次から第５次にわたり「安城市障害者計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者施策を総合的に推進してきました。また、「安城市障害福祉計画」「安城市障害児福祉計画」については、３年ごとの見直しを行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

特に近年では、地域生活支援拠点等の整備や安城市自立支援協議会における「とうじしゃグループ」の設置、こころのバリアフリー動画作成、「安城市手話言語条例」の制定など、様々な取組の充実を図ってきています。

こうした中、国においては、令和６年（２０２４年）４月の「改正障害者差別解消法」の施行、令和７年（２０２５年）６月の「手話に関する施策の推進に関する法律（以下、「手話施策推進法」）」の施行、令和８年（２０２６年）４月の「高次脳機能障害者支援法」の施行等、様々な分野での法整備を進めてきており、本市においても、多様な障害のある人と共に生きる環境づくりに向け、取組をより一層充実する必要があります。

現行の「第５次安城市障害者計画」、「第７期安城市障害福祉計画」・「第３期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和８年度（２０２６年度）で満了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国、愛知県の動き等を踏まえ、令和９年度（２０２７年度）を初年度とする安城市障害者福祉計画（第６次安城市障害者計画・第８期安城市障害福祉計画・第４期安城市障害児福祉計画）を策定します。

2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

(1)障害者総合支援法等の近年の動向

障害福祉サービスにおいては、平成１５年度（２００３年度）から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成１８年（２００６年）４月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、定率の利用者負担が導入されたこと等について様々な意見があり、それらに応じる所要の政省令の改正を経て、平成２５年（２０１３年）４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、障害のある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が、理念として掲げられています。

また、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成２４年（２０１２年）４月には「児童福祉法」が一部改正され、障害児を対象とした福祉サービスの体系が見直され、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援の強化が図られました。

平成３０年（２０１８年）には「障害者総合支援法」に、新たに障害のある人の就労を支援するサービスとして就労定着支援と、障害のある人の安定した地域生活を支援するサービスである自立生活援助や、外出の困難な重度障害児の発達支援を目的とした居宅訪問型児童発達支援等が創設されるなど、制度の拡充が行われました。

さらに令和４年（２０２２年）の「障害者総合支援法」の改正では障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等の措置が規定されました。以降も、法改正に伴う取組の具体化が検討され、順次、継続的に充実が図られています。

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18年(2006年)	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)の施行(平成18年12月20日) 国連で障害者権利条約を採択
平成19年(2007年)	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成23年(2011年)	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24年(2012年)	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」という。)の施行(平成24年10月1日)
平成25年(2013年)	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)の施行(平成25年4月1日) 障害者基本計画(第3次)閣議決定(平成25年9月27日)
平成26年(2014年)	障害者権利条約を批准(平成26年1月20日)
平成27年(2015年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)
平成28年(2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」という。)の施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30年(2018年)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術活動推進法」という。)の施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次)閣議決定(平成30年3月30日)
令和元年(2019年)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)の施行(令和元年6月28日)
令和2年(2020年)	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行(令和2年12月1日)
令和3年(2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)の施行(令和3年9月18日)
令和4年(2022年)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行(令和4年5月25日)
令和5年(2023年)	障害者基本計画(第5次)閣議決定(令和5年3月14日)
令和6年(2024年)	改正障害者差別解消法の施行(令和6年4月1日)
令和7年(2025年)	手話施策推進法の施行(令和7年6月25日)
令和8年(2026年)	高次脳機能障害者支援法の施行(令和8年4月1日)
令和9年(2027年)	医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律の施行(令和9年4月1日)

（2）障害者基本計画（第5次）の概要

障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、国が障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する中長期的な指針です。

【位置付け】

政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条の規定に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

【主な内容】

1 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3 社会情勢の変化

・2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
・新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4 各分野に共通する横断的視点

・条約の理念の尊重及び整合性の確保
・共生社会の実現に資する取組の推進
・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
・障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5 施策の円滑な推進

・連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

【11の分野】

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

3 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠

「第６次安城市障害者計画」は、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の本市における障害者施策推進のための指針とするものです。

「第８期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第８８条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

「第４期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第３３条の２０第１項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児通所支援等に関わる提供体制の確保や必要な見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

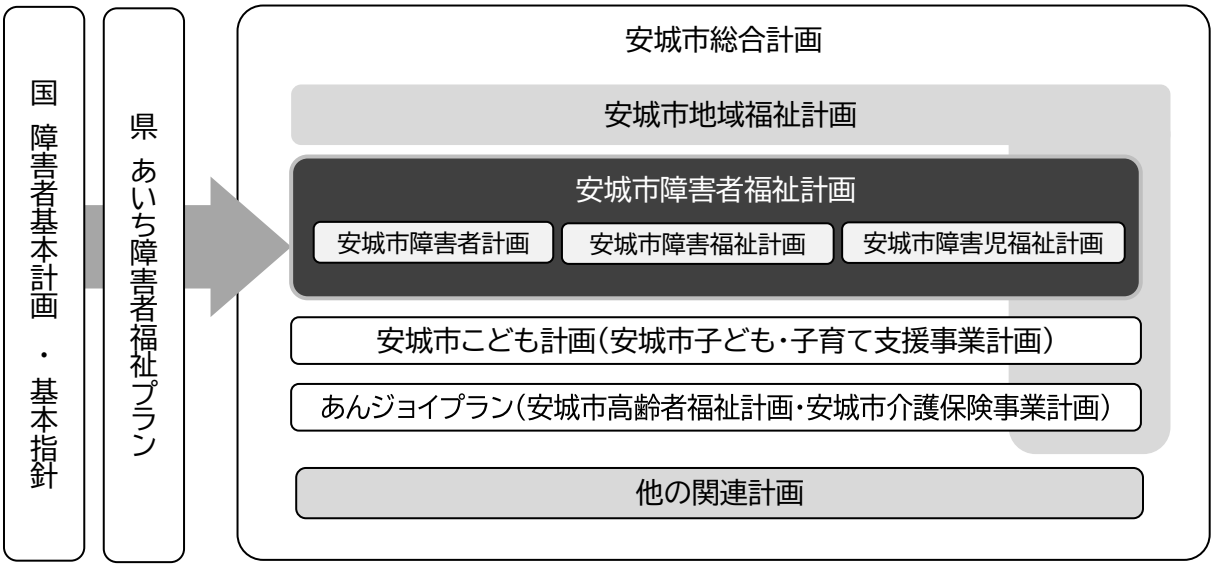
本計画は、上記の３計画を、「安城市障害者福祉計画」として、一体的に策定するものです。

（2）上位計画・関連計画等との整合

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害者施策に係る個別計画と位置付けるとともに、「安城市地域福祉計画」を障害者施策の視点から推進するための具体的な取組を示すものでもあります。

計画の策定及び推進にあたっては、国の障害者施策に係る法律や計画、指針、愛知県の計画等を踏まえるとともに、「安城市こども計画（安城市子ども・子育て支援事業計画）」「あんジョイプラン（安城市高齢者福祉計画・安城市介護保険事業計画）」をはじめとする各種個別計画等との整合を図ります。

■計画の位置づけ



SDGsに関する取組

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための２０３０（令和１２）年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための１７の目標と１６９のターゲットを掲げています。

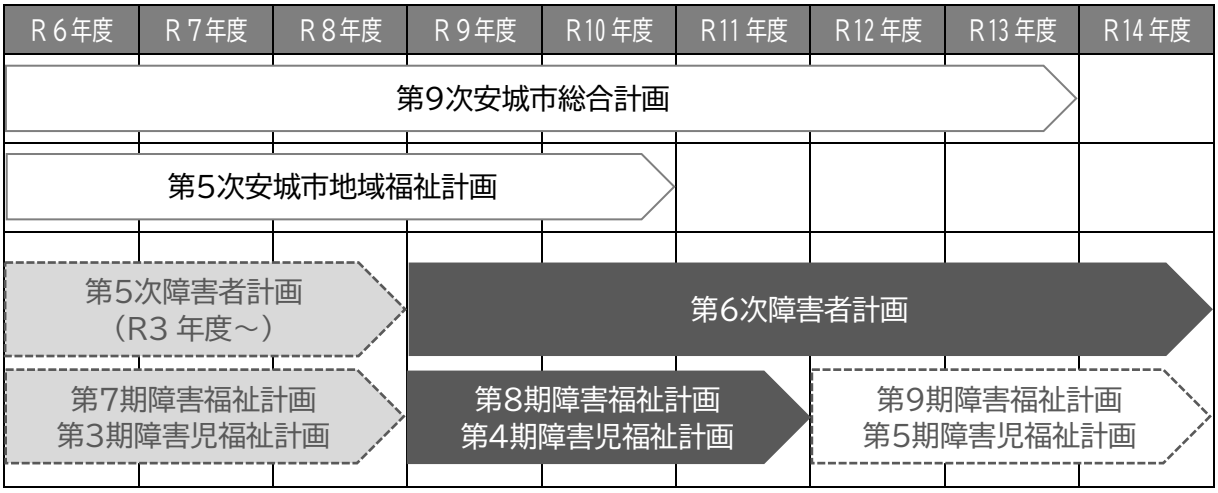
ＳＤＧｓに基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、政府、地方自治体、民間企業や団体等、様々な主体が積極的に取組を進めていく必要があります。

本市においても上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる個別計画や施策・事業においてＳＤＧｓに参画できる取組を推進しています。



４ 計画の期間

「第６次安城市障害者計画」は令和９年度（２０２７年度）から令和１４年度（２０３２年度）までの６年間を１つの期間とし、「第８期安城市障害福祉計画」及び「第４期安城市障害児福祉計画」は、令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの３年間とします。



5 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」とは、障害者基本法第２条第１号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

ここには、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人も含まれます。

■障害者基本法（抜粋）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　**障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**をいう。

6 計画の策定体制

本計画の策定体制は次のとおりです。

①安城市障害者福祉計画策定委員会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、福祉、医療、保健、教育等からの幅広い意見を取り入れるために設置するもので、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で組織します。

計画案の方向性や具体的な施策・事業に関する検討・審議を行い、市長からの諮問に対し答申を行いました。

②関係団体等懇話会（関係団体ヒアリング）

障害者団体や障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、事前のヒアリングシートの記入やグループワークによる意見交換を通じ、障害当事者やその家族、支援者などの視点でテーマに対する現状・課題や今後必要になる取組等に対する意見をいただきました。

■実施概要

区分	内容
事前のヒアリングシート調査	令和7年（２０２５年）１２月～令和8年（２０２６年）年1月
関係団体懇話会グループワーク	令和8年（２０２６年）2月２６日 令和8年（２０２６年）9月4日
参加団体（１５団体）	安城市身体障害者福祉協会、難聴・中途失聴者の会 ともだち、安城市手をつなぐ育成会、安城市心身障がい児を持つ親の会　ひまわり会、安城地域精神障がい者家族会「ぶなの木会」、社会福祉法人ぬくもり福祉会、社会福祉法人ポテト福祉会、社会福祉法人聖清会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人サポートバディ、社会福祉法人ぶなの木福祉会、要約筆記サークルなしばた（安城市ボランティア連絡協議会）、視覚部ボランティア心のひとみ（安城市ボランティア連絡協議会）、特定非営利活動法人５ーＣＨＡ（安城市ボランティア連絡協議会）、軽度知的障害を考える会スマイル（安城市ボランティア連絡協議会）

③安城市自立支援協議会

地域における障害のある人への支援や課題についての情報を共有し、支援体制の整備について協議を行う場で、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）、障害福祉サービス等事業者で組織しています。自立支援協議会の下部組織には、障害福祉サービス等事業者などで構成される共生のまち部会と１０の専門部会があり、計画案や施策に対する意見等をいただきました。

④障害者福祉計画策定のためのアンケート調査

次期障害者福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査期間…　令和7年（２０２５年）１２月１９日から令和8年（２０２６年）1月9日まで（督促1回）

調査手法…　郵送による配布、郵送による回収又はウェブサイトによる回答

■回収状況

区分		配布数（票）	回収数（票）	回収率（%）
1	18歳以上の障害のある人 ・身体障害者手帳所持者　1,000 ・療育手帳所持者　500 ・精神障害者保健福祉手帳所持者又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者　700 ・特定医療費受給者証所持者　200	2,400	1,395	58.1
2	18歳未満の障害のある人	600	339	56.5
3	18歳以上の一般市民	1,400	734	52.4
4	18歳未満の一般市民	1,000	474	47.4
合計		5,400	2,942	54.5

⑤障害福祉サービス事業所アンケート調査

次期障害者福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的に障害福祉サービス等事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間…　令和７年（２０２５年）１２月８日から令和７年（２０２５年）１２月２４日まで

調査手法…　ウェブサイトによる回答

■回収状況

区分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（%）
市内の障害福祉サービス等事業所	150	130	86.7

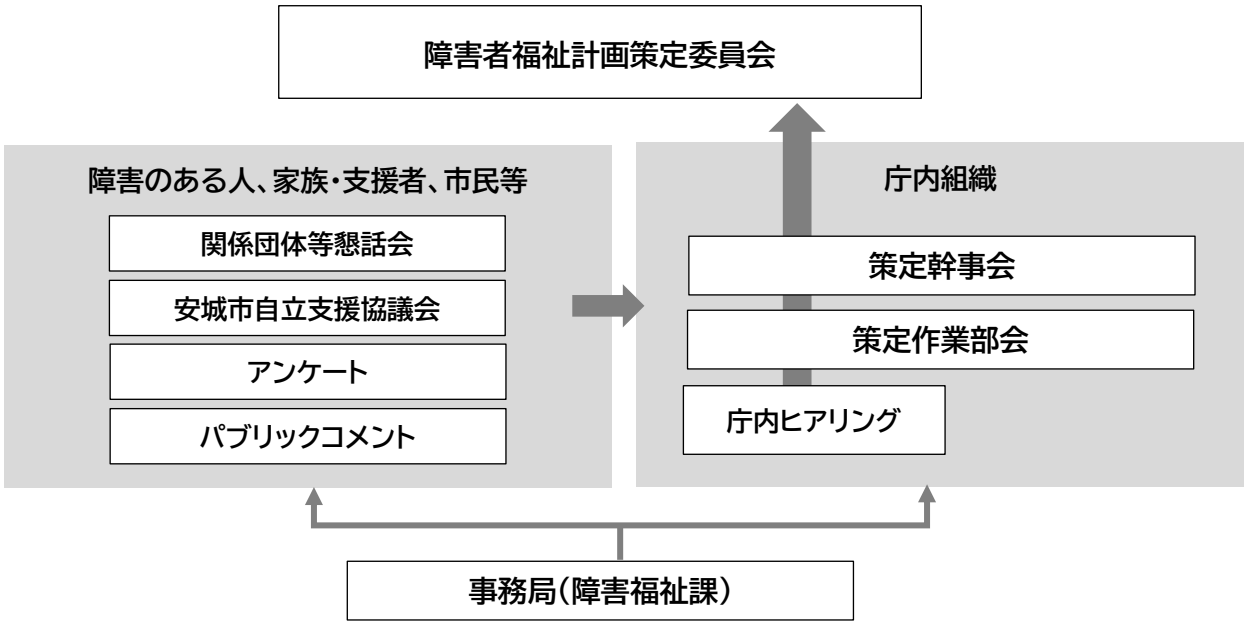
⑥パブリックコメント

広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。市民向けパブリックコメントの他、子どもの意見を聴くための「子ども向けパブリックコメント」も実施しました。

■実施概要

区分	内容
実施期間	令和８年１２月～令和９年１月
結果	意見数〇件

■策定体制図

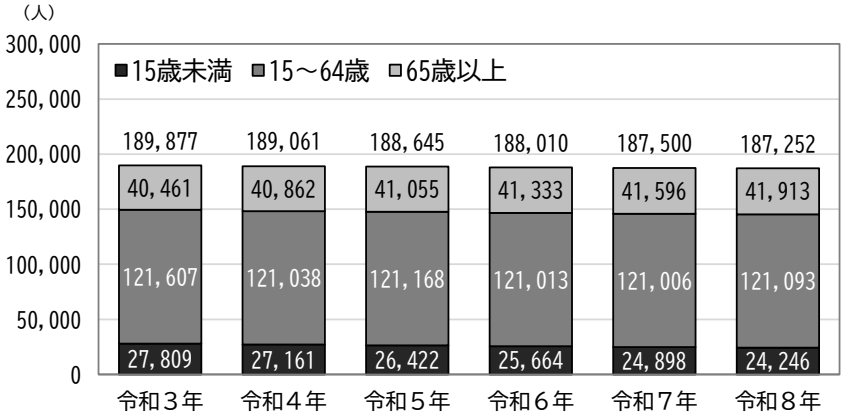


第２章　安城市の障害者等を取り巻く状況

１　人口の状況

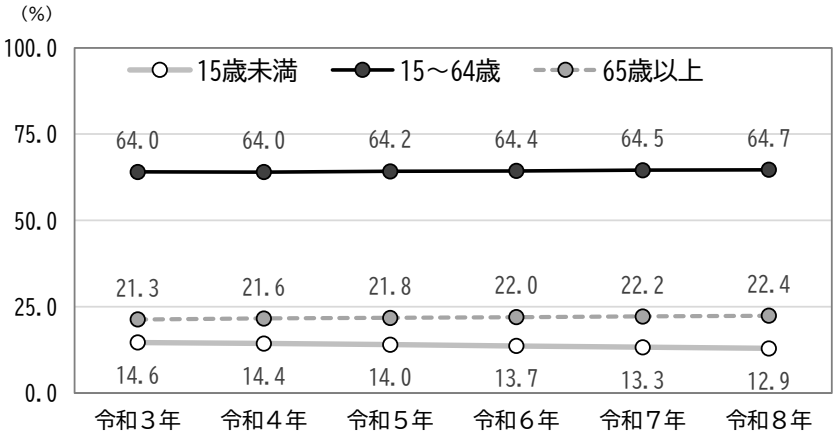
本市の人口は近年１８万人台で推移しており、令和８年（２０２６年）で１８７，２５２人となっています。内訳をみると、１５歳未満が減少している一方で、６５歳以上は増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移

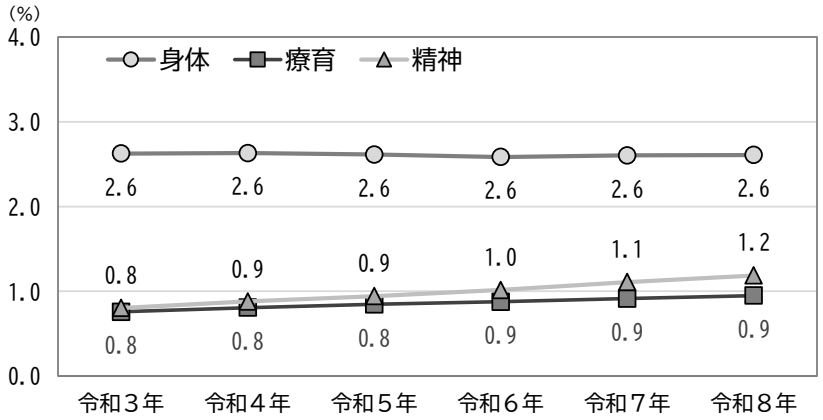


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

２ 手帳所持者等の状況

総人口における各手帳所持者の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者が各年ともに２．６％と、横ばいで推移している一方で、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも上昇しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和８年（２０２６年）で１．２％と、令和３年（２０２１年）と比べて０．４ポイント上昇しています。

■総人口における各手帳所持者の割合の推移



資料：住民基本台帳、安城市（各年4月1日）

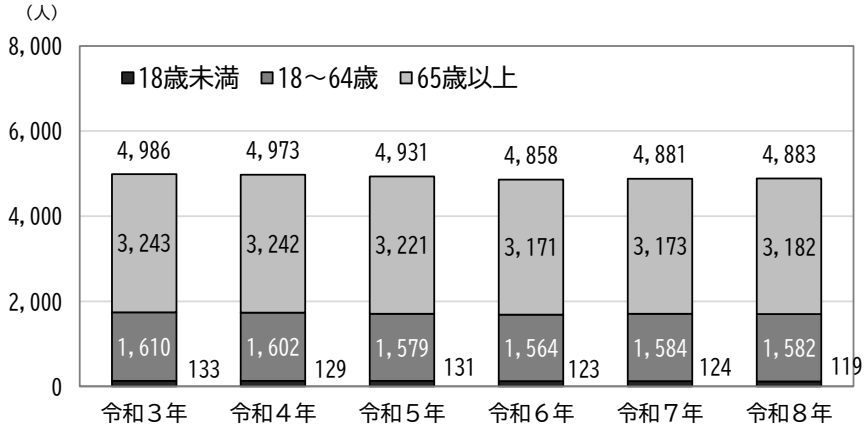
(1)身体障害者手帳所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあります。年齢別でみると、６５歳以上が最も多くなっています。

また、障害の程度を示す等級別でみると、最も重度である１級が多くなっており、令和８年（２０２６年）では全体の２９．１%を占めています。

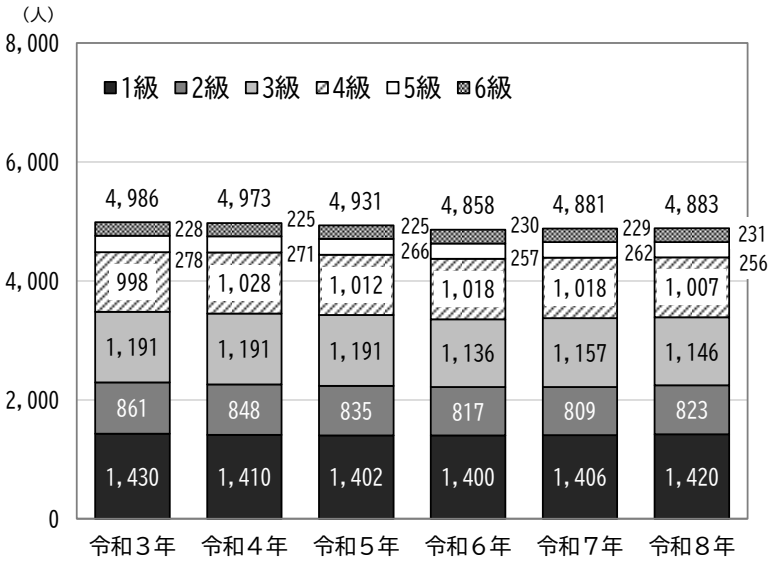
種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障害が続いています。

■身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の推移



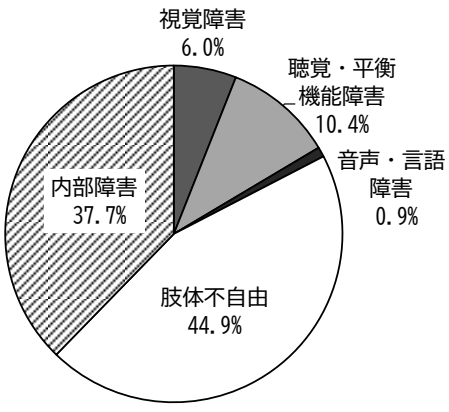
資料:安城市(各年4月1日)

■身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■身体障害者手帳所持者数(種類別)
※令和8年(4,883 人)



資料:安城市(令和8年4月1日)

身体障害者手帳の所持者は、高齢者（６５歳以上）が全体の６５．２%を占めています。

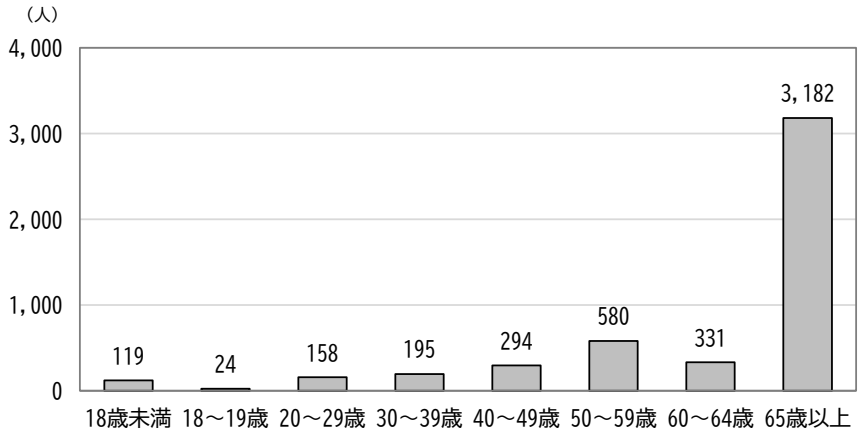
■身体障害者手帳所持者数（年齢・等級・部位別）の状況

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	48	22	34	6	4	5	119	6	15	0	79	19
18～19歳	11	7	4	0	1	1	24	0	4	0	18	2
20～29歳	47	53	30	14	7	7	158	6	50	0	73	29
30～39歳	54	49	43	25	12	12	195	14	44	1	91	45
40～49歳	93	65	52	52	20	12	294	16	39	2	139	98
50～59歳	183	110	116	96	49	26	580	42	63	2	287	186
60～64歳	101	57	75	60	19	19	331	22	19	5	177	108
65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
合計	**1,420**	**823**	**1,146**	**1,007**	**256**	**231**	**4,883**	**293**	**510**	**46**	**2,192**	**1,842**
うち65歳未満	537	363	354	253	112	82	1,701	106	234	10	864	487
うち65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
65歳未満の割合	37.8%	44.1%	30.9%	25.1%	43.8%	35.5%	34.8%	36.2%	45.9%	21.7%	39.4%	26.4%
65歳以上の割合	62.2%	55.9%	69.1%	74.9%	56.3%	64.5%	65.2%	63.8%	54.1%	78.3%	60.6%	73.6%

資料：安城市（令和8年4月1日）

※障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）人については、代表的な障害部位で計上しています。

■身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）の状況



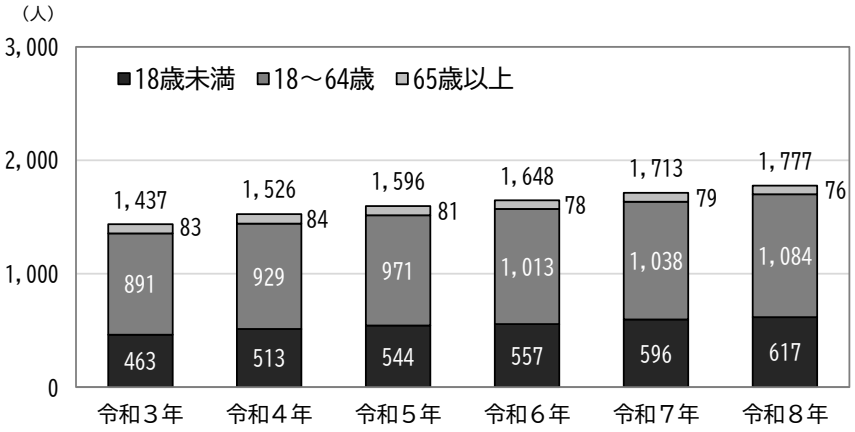
資料：安城市（令和8年4月1日）

(2)療育手帳所持者数の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和３年（２０２１年）と令和８年（２０２６年）を比較して、２３．７%の増加となっています。年齢別でみると、１８～６４歳が最も多くなっています。

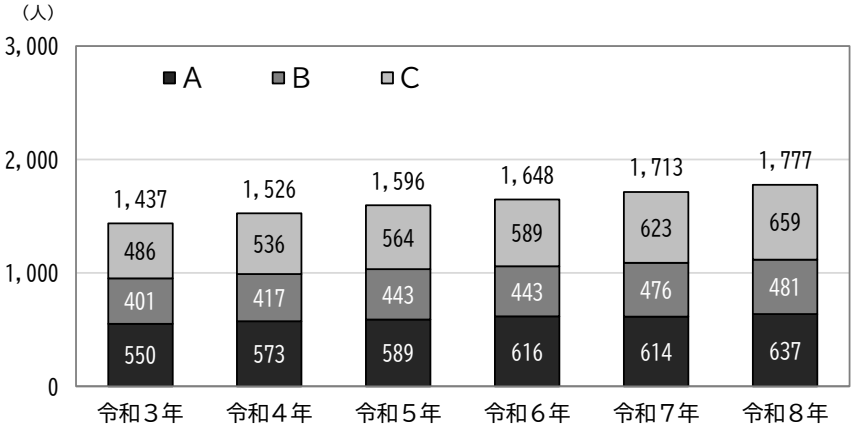
また、判定別でみると、最も軽度であるC判定で、令和３年（２０２１年）から令和８年（２０２６年）にかけて１７３人の増加となり、大きく増えています。

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■療育手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

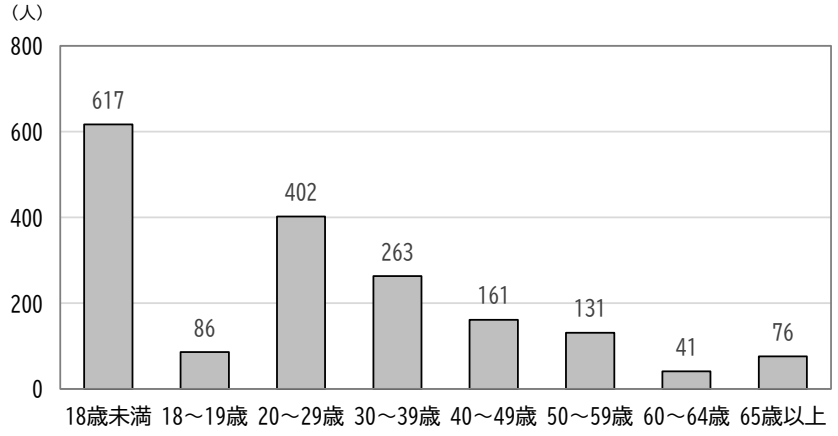
療育手帳の所持者は、１８歳未満の割合が全体の３４．７%を占めています。

■療育手帳所持者数(年齢・判定別)の状況

区分	判定別			計
	A	B	C	
18 歳未満	178	117	322	617
18～19 歳	28	23	35	86
20～29 歳	144	123	135	402
30～39 歳	95	73	95	263
40～49 歳	73	45	43	161
50～59 歳	62	51	18	131
60～64 歳	17	19	5	41
65 歳以上	40	30	6	76
合計	637	481	659	1,777
うち 18 歳未満	178	117	322	617
うち 18 歳以上	459	364	337	1,160
うち 18 歳未満の割合	27.9%	24.3%	48.9%	34.7%
うち 18 歳以上の割合	72.1%	75.7%	51.1%	65.3%

資料:安城市(令和8年4月1日)

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の状況



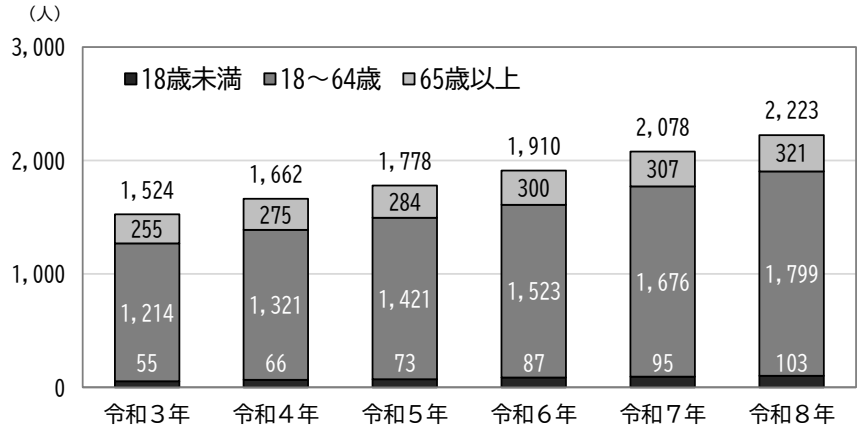
資料:安城市(令和8年4月1日)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は大きく増加しており、令和３年（２０２１年）と令和８年（２０２６年）を比較して、６９９人（４５．９％）の増加となっています。年齢別でみると、１８～６４歳が最も多くなっています。

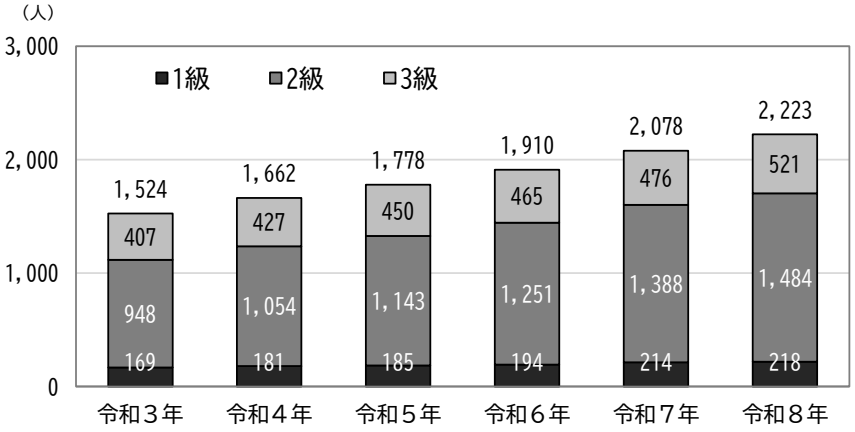
また、等級別でみると、２級の占める割合が最も高く、かつ増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

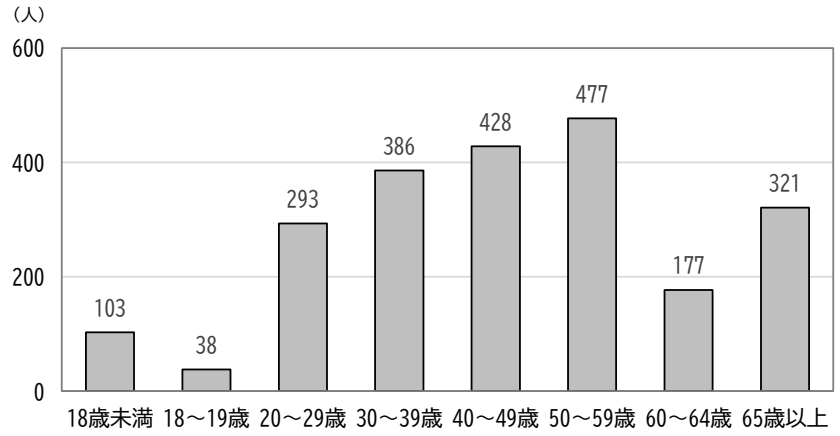
精神障害者保健福祉手帳所持者数は５０歳代で最も多く、次いで４０歳代、３０歳代となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢・判定別）の状況

区分	等級別			計
	１級	２級	３級	
18 歳未満	0	80	23	103
18～19 歳	2	31	5	38
20～29 歳	16	197	80	293
30～39 歳	24	253	109	386
40～49 歳	29	282	117	428
50～59 歳	40	323	114	477
60～64 歳	19	127	31	177
65 歳以上	88	191	42	321
合計	218	1,484	521	2,223

資料：安城市（令和8年4月1日）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢区分別）の状況

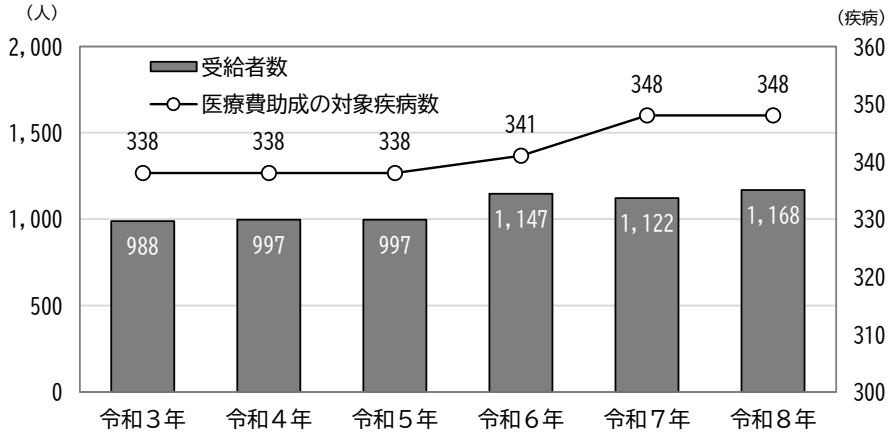


資料：安城市（令和8年4月1日）

(4)難病患者等の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成の対象となる疾患の患者数の推移を見ると、助成対象となる疾患数の拡大に伴い、増加しています。

■特定医療費助成制度の受給者数の推移



資料：衣浦東部保健所（各年4月1日）

■小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
受給者数（人）	１５９	１６７	１７１	１６６	１５７	１３４

資料：衣浦東部保健所（各年度）

※令和3年度～令和7年度は年間延べ人数、令和8年度は4月現在。

(5)療育支援の必要な児童の状況

児童発達支援の支給決定数は令和５年以降２００人を超えて推移しています。

■療育支援の必要な児童数　（単位：人）

区　分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援	支給決定	132	189	204	259	290	214
	うちサルビア学園（3～5歳児）	51	53	54	55	51	52
やまびこルーム（0～5歳児）		128	122	132	135	122	45
保育園・認定こども園（0～5歳児）		40	46	44	35	38	38
幼稚園（3～5歳児）		8	13	14	20	32	35

資料：安城市

※やまびこルーム（0～5 歳児）は令和3年度～令和7年度は年間実人数、令和8年度は4月現在。

※児童発達支援の支給決定者数は、令和3年度～令和7年度は支給決定を行った年間延べ人数、令和8年度は4月現在。

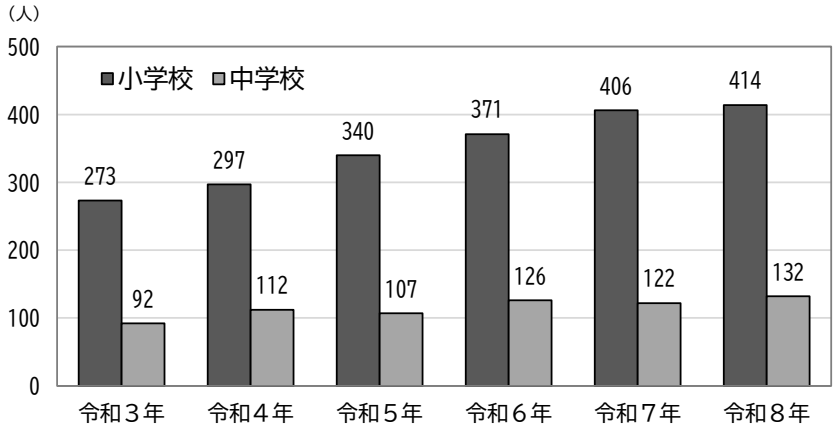
※上述以外の人数は各年4月1日時点。

(6)障害のある児童生徒等の状況

特別支援学級の在籍児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にありますが、特に小学校において増加率が大きくなっており、令和３年（２０２１年）から令和８年（２０２６年）にかけて１４１人（５１．６%）増加しています。

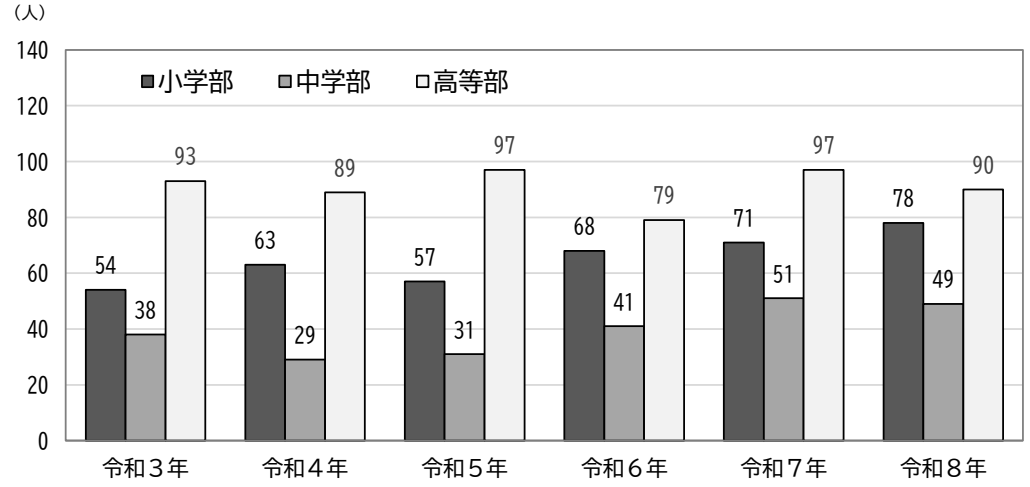
また、特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移をみると、小学部、中学部ともに増減があるものの、概ね増加傾向で推移しており、高等部については９０人前後で推移しています。

■特別支援学級在籍児童･生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

■特別支援学校在籍児童･生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

3 第5次安城市障害者計画の実施状況

第５次安城市障害者計画では７７の取組を位置づけ、毎年度、自己評価結果を自立支援協議会に提示し、外部の視点からの評価を行っています。本計画の策定にあたって改めて今後の方向性について検討し、下表に結果を集約しました。

■方向性の取りまとめ結果

分野	体系	施策数	方向性			
			継続	推進	縮小	終了
1. 生活環境	安全・安心な住環境の整備	3	3			
	人にやさしいまちづくりの推進	3	3			
	地域福祉活動の推進	5	5			
	防災・防犯等の推進	9	7	1	1	
2. 生活支援	生活支援サービスの充実	5	4	1		
	経済的支援	3	3			
	文化芸術・スポーツの振興	4	3			1
3. 相談・情報提供	相談支援体制の充実	2	2			
	情報提供の充実	3	3			
	意思疎通支援の充実	4	4			
	権利擁護の推進	2	2			
4. 療育・教育・子育て	子ども発達支援の充実	5	5			
	子育て支援の充実	4	4			
	インクルーシブ教育の推進	7	4	3		
5. 保健・医療	障害の原因となる疾病の予防	4	3	1		
	医療サービスの推進	2	2			
6. 雇用・就労	雇用・就労の促進	5	3	1		1
	就労支援・相談体制の充実	1	1			
	福祉的就労の支援	1	1			
7. 啓発・広報	啓発・広報活動の推進	2	1	1		
	障害に関する理解の促進	3	3			
合計		77	66	8	1	2

※インクルーシブ…直訳すると「包摂的な」「すべてを包み込む」という意味で、社会や教育の現場において、障害の有無などにかかわらず、すべての人が排除されることなく、共に参画し生活できる状態を目指す考え方。

方向性：継続…引き続き実施していく取組
推進…一層の充実に向けて推進していく取組
縮小…引き続き実施していくが、事業規模等を縮小していく取組
終了…事業の完了や廃止により、次期計画には位置付けない取組

4 今後の施策推進に向けた課題・施策ニーズ

第５次安城市障害者計画の推進期間中に新たに整備された国の法制度や市の計画の推進状況、安城市で暮らす障害のある人やその家族、支援者やサービス事業者等の意見を踏まえ、本市における障害者福祉施策に関する課題等をまとめました。

①全体にかかる事項

〇障害のある人とその家族等の高齢化対策や親なき後への対策
〇外見からはわかりにくい障害のある人への理解の促進
〇自立支援協議会等による関係者間の連携機会の充実・強化

②生活環境

〇障害のある人が地域の中で暮らすための多様な住まいの確保
〇バリアフリーやユニバーサルデザインの視点からのまちづくりの充実
〇地域を中心とした見守り、災害時の助け合い・支え合い等の体制づくり
〇多様な障害に対応した避難環境の整備

③生活支援

〇障害のある人が地域で暮らし続けるための支援の充実
〇障害福祉サービス等事業所における人材の確保・育成
〇地域における多様な生きがいづくり、社会参加機会の拡充

④相談・情報提供

〇制度の狭間の問題や複合的な福祉課題を抱える障害のある人・世帯への支援体制の強化
〇「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく誰もが情報を受け取りやすい環境づくり
〇「安城市手話言語条例」に基づく手話言語の普及
〇権利擁護支援の充実、制度の普及・利用促進

⑤療育・教育・子育て

〇支援が必要な子どもに対する早期療育と切れ目のない支援体制づくり
〇障害の特性を踏まえた保育・教育等の推進に向けた人材の確保・育成
〇子どもの障害福祉サービス等の利用の最適化と地域移行の推進
〇子どもの発達支援に対する中核的な支援機能の強化

⑥保健・医療

〇増加する精神障害のある人を地域で支える仕組みづくり

〇医療的ケアの必要な人への対応

⑦雇用・就労

〇一般就労を希望する人へ向けた支援
〇職場における多様な障害特性等への理解や支援、配慮
〇障害のある人が将来的に自分の強みを生かして働くための支援

⑧啓発・広報

〇障害や障害のある人への理解を深める啓発活動の充実
〇子どもの頃からの交流等を通じた相互理解の促進

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本市では、第２次安城市障害者計画以来「わかりあい　みとめあい　ささえあう　～みんな　しあわせ　安城市～」を基本理念として掲げ、様々な施策を推進してきました。これは、障害や障害のある人の特性への理解をより多くの人が理解すること、そしてお互いを認め合い、尊重しながら地域で支え合って暮らしていけるまちを表したものです。

この基本理念は、障害のある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる「ノーマライゼーション」、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、自立と参画を目指す「リハビリテーション」、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する「インクルージョン」という重要な考え方に基づいております。

本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現している理念であり、その趣旨は現在においても変わっていません。

このことから、本計画では引き続き基本理念として「わかりあい　みとめあい　ささえあう　～みんな　しあわせ　安城市～」を掲げます。

■基本理念（市が目指す姿）

わかりあい　みとめあい　ささえあう
～みんな　しあわせ　安城市～

2 基本目標

本市の基本理念を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現

市民一人ひとりが住み慣れた地域で快適に暮らしていけるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、居住環境づくりやまちづくりを推進します。また、地域での交流や支え合いを促進するとともに、障害のある人の特性等を踏まえた防災・防犯対策を行うことで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

基本目標2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実

障害のある人が利用する福祉サービスと日中活動の場の充実を促進するとともに、サービス提供を支える事業所間の連携強化やサービスの質の向上を支援します。

また、生活に潤いや豊かさをもたらすとともに心身の健康にもつながる文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の様々な活動への障害のある人の参加を推進します。

基本目標3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実

障害のある人が必要なときに相談につながり支援が受けられる体制や、必要な情報が入手できる環境の充実を図ります。

また、障害のある人が差別や不利益な扱いを受けることがないよう、本人の立場に立った権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実

発達の遅れや障害を早期に発見し、早期に療育につなげるための相談支援や関係者間の連携強化を図ります。また、支援が必要な児童生徒が個に応じた保育・療育・教育を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標5　障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、障害の原因となる疾病の予防と障害の早期発見のための取組、心身の健康づくりを支える保健・医療サービスを受けるための支援を進めます。

また、医療的ケアが必要な人に対しては、関係機関等が連携して適切な支援に繋げます。

基本目標6　就労機会と就労支援の充実

地域の福祉、教育、企業等が連携し、障害のある人が自己の能力を発揮できるよう、就労に向けた支援の充実を図ります。

また、雇い主となる企業・事業者に対しても、障害のある人のそれぞれの特性を理解し、個々の能力を生かした働き方ができるよう啓発や情報提供を行い、就労を促進します。

基本目標7　障害理解を深める啓発活動の充実

障害のある人もない人も、互いに認め合い、一人ひとりの個性と人格を尊重できるよう、広報や交流活動を通じて、障害特性や障害のある人に対する正しい理解と認識、配慮を進めます。

3 計画を貫く視点

基本理念に基づき設定した目標を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の３つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

視点1 「当事者視点」を大切にします

障害者権利条約が採択される際、世界中の障害当事者は「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を合言葉に声を上げました。また、本市においても自立支援協議会を中心に「なにはともあれ本人中心」をスローガンに掲げて、障害のある人の声を様々な場面で届けることを重視して取組を進めています。

誰もが自分らしく生きることができる社会にするため、障害当事者の声を聴くことを当たり前にし、様々な場面で障害のある人本人を意思決定の中心に置いた支援を進めます。また、日常的に支援にあたる家族等に対しても、障害当事者の生活の状況や想いをよく理解している存在であることを踏まえてともに支援します。

なにはともあれ本人中心

本市では障害者福祉に関する地域課題等を検討する場として自立支援協議会を設置しています。この協議会では、当事者不在で福祉の仕組みや支援方針が決められてしまうことがないよう、「なにはともあれ本人中心」を掲げて活動しています。安城市社会福祉協議会が事務局となって様々なチーム活動を展開しており、なかでも令和元（2019）年度から障害当事者が集まった常設チームである「とうじしゃグループ」の活動は本市の特色であると言えます。

写真

写真

視点2　障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます

「障害特性による困難」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会との関係で捉える考え方（社会モデル）が重視されており、障害の特性や状態、生活実態などの様々な状態を踏まえて、それぞれの支援ニーズに対応していく環境づくりが求められています。特に外見からはわかりにくい障害や、症状・状態が変化する障害については必要な支援等が見えにくく、対応がなされにくい場合もあります。

本市では、障害特性等に応じた施策の充実を図るとともに、特に発達障害のある人や様々な要因により生きづらさを抱える人等への支援を進めていきます。

視点3　あらゆる場面で障害への理解を深めます

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現は、国全体の障害者施策で目指されている重要な事項です。

本市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりのため、市民全体・地域全体を対象とし、あらゆる場面で障害への理解を深めます。日常の様々な機会を通じて、障害特性や必要な配慮について正しい情報を発信することで偏見や差別の解消を図り、互いを尊重し支え合う環境づくりにつなげます。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、障害の特性に応じた配慮（合理的配慮）の提供を通じて、共生社会の実現を目指す法律です。平成28（2016）年に施行され、国や自治体には差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられました。さらに令和6（2024）年4月の改正法施行により、これまで努力義務だった民間事業者（企業、店舗、医療機関、学校など）による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、障害のある人が教育、就労、買物、公共サービスなど様々な場面で平等に参加できるよう、社会的障壁の除去に向けた取組が一層求められています。

4 重点施策

重点1 障害等の理解促進

障害のある人の困りごとや生活上の困難は、障害そのものだけから生じるわけではなく、社会との間にある障壁によって生み出されることも多くあります。そのため、周囲が障害について知り、理解することは障害のある人が地域で当たり前に暮らし、参加できる社会をつくるための基盤であるとも言えます。

人々の暮らしは住宅、交通、教育、保健・医療、就労、防災、文化・スポーツ、情報など、生活のあらゆる分野に広がっており、障害のある人も同様です。そのため、行政職員や福祉サービスに関わる人だけでなく、社会全体が障害について理解し、社会の側にある障壁を取り除いていくという視点で取り組んでいくことが重要です。

そのため、障害等に対する啓発や情報発信、学校における福祉教育、職場等における合理的配慮に対する理解促進を進め、障害のある人が支援される側としてだけではなく、地域の一員として、ともに地域で暮らし、学び、働き、活動することができる社会を目指します。

【特に関連する取組】

9　地域における交流機会の創出
65　インクルーシブ教育システムの構築
67　インクルーシブ教育・保育の推進
76　職場における合理的配慮の提供義務等の周知
83　障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発
84　幼少期からの交流機会の創出
85　市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援
86　市職員、教職員の理解促進

重点２ 親なき後を見据えた支援

「親なき後」は、障害のある人を支えてきた親・家族の、将来に対する切実な不安が込められた言葉です。これまで障害のある人の生活は、家族が中心となって支えてきた背景があり、長年にわたり、日々の生活支援や金銭管理、意思決定などを家族が担ってきた場合、その役割を誰が、どのように引き継ぐのかは、本人にとっても家族にとっても大きな課題となっています。

この課題を家族の問題としてとらえるのではなく、誰もが親・家族だけに頼らずとも地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みを社会全体で整えていくことが重要です。そのためには、「親が亡くなったら誰が支えるのか」という発想から、「親が元気なうちから、家族以外にも頼れる人や仕組みを増やす」「社会全体で障害のある人を支えるまちをつくる」という方向へ転換していく必要があります。このような考え方に基づき、本計画では「親亡き後」という、親が亡くなった後の問題としてだけでなく、親が元気なうちの不在時や、何らかの理由で支援が困難になった場合など、親に頼れない様々な状況に備えるという、より広い意味を込めて、ひらがな表記の「親なき後」という言葉を用いることとしました。

「親なき後」の不安に応え、「家族だけに依存しない支援の充実」を推進するため、グループホームの整備や地域生活支援拠点等の機能強化、権利擁護を支える体制整備などに取り組み、障害のある人を社会全体で支えるとともに、障害のある人が自分らしい生活を選択・継続できる社会を目指します。

【特に関連する取組】

2　グループホームの整備促進
8　地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実
24 地域生活の継続に向けた総合的支援
50 成年後見制度等の広報・啓発

重点３　包括的な支援体制の整備

近年、障害のある人やその家族が抱える課題は、ますます複雑化・多様化しています。本人の障害に加え、家族の介護、子育て、経済的な困窮、社会からの孤立といった複数の困難が重なり合い、一つの制度や窓口だけでは解決が難しいケースが増加しています。このような状況では、本人だけでなく、世帯全体を一体的に支える視点が不可欠です。

こうした複合的な課題や制度の狭間にある問題に対応するため、本市では令和7年度（2025年度）から重層的支援体制整備事業を開始しました。

この取組を実効性のあるものとするためには、地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等、一人ひとりの状況に寄り添う計画相談支援との連携を一層深化させることが不可欠です。さらに、福祉、医療、教育、就労、住まいといった様々な関係機関のネットワークを強化し、地域全体で支えあう力を高めていく必要があります。

そして、こうした連携の推進役として、市にはこれまで以上に、課題を的確に察知し、多様な支援をつなぎ、社会資源を効果的に結びつける役割が求められています。

相談支援は、生活に課題を抱える人が最初に接する支援の入口であることから、様々な関係機関との連携を推進し、障害のある人やその家族の生活を支えるため、包括的な相談支援体制の構築とその一層の強化を目指します。

【特に関連する取組】

10　複合的な課題を抱える障害のある人・世帯への支援【新規】
38　切れ目のない相談支援
39　計画相談支援の提供体制の充実
51　子どもの発達や療育に関する相談の充実
53　児童発達支援センターの充実

5 施策体系

計画は以下のように、７つの基本目標、１６の基本施策に基づき展開します。

計画を貫く視点

視点１　「当事者視点」を大切にします
視点２　障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます
視点３　あらゆる場面で障害への理解を深めます

基本理念	基本目標	基本施策
わかりあい　みとめあい　ささえあう　～みんな　しあわせ　安城市～	1 安全･安心で支え合いのある地域社会の実現	（１）自分らしい暮らしをかなえる住環境整備 （２）人にやさしいまちづくりの推進 （３）支え合う地域づくりの推進 （４）安全･安心のための防災･防犯活動の推進
	2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実	（１）暮らしを支える生活支援の充実 （２）社会参加の促進と文化芸術・スポーツの振興
	3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実	（１）複合的な課題に応じた相談支援の充実 （２） 情報につながり、通じ合える環境づくり （３）権利擁護の推進
	4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実	（１）子どもの育ちと発達支援の推進 （２）共に学ぶインクルーシブ教育の推進
	5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実	（１）障害の原因となる疾病の早期発見と予防 （２）医療サービスの推進
	6 就労機会と就労支援の充実	（１）多様な雇用・就労の促進 （２）働く喜びと生きがいを育む福祉的就労の支援
	7 障害理解を深める啓発活動の充実	（１）障害理解を深める啓発活動の充実

６ 成果をはかる指標

本計画においては、７つの基本目標、１６の基本施策に基づき展開する各取組の成果を、障害当事者等からの実感に基づき総合的に評価するものとして、以下の指標を設定します。

なお、この指標については、令和 13 年度（本計画の最終年度の前年度）にアンケート調査を実施し、目標の達成状況を確認します。

指標①

安城市の障害者福祉の取組について満足している人の割合の増加

項目	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 13 年度）
障害者アンケート結果 ※「非常に満足」「満足」「やや満足」の合算	３９．１％	４５％
障害児アンケート結果 ※「非常に満足」「満足」「やや満足」の合算	５０．１％	５５％

指標②

利用しているサービスに満足している人の割合の増加

項目	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和 13 年度）
障害者アンケート結果 ※何らかのサービスを利用している人のみ ※「満足」と「少し満足」の合算の合算	６７．６％	６９％
障害児アンケート結果 ※何らかのサービスを利用している人のみ ※「満足」と「少し満足」の合算の合算	８５．８％	８７％

第4章　安城市障害者計画

基本目標 1　安全・安心で支え合いのある地域社会の実現

現状・課題

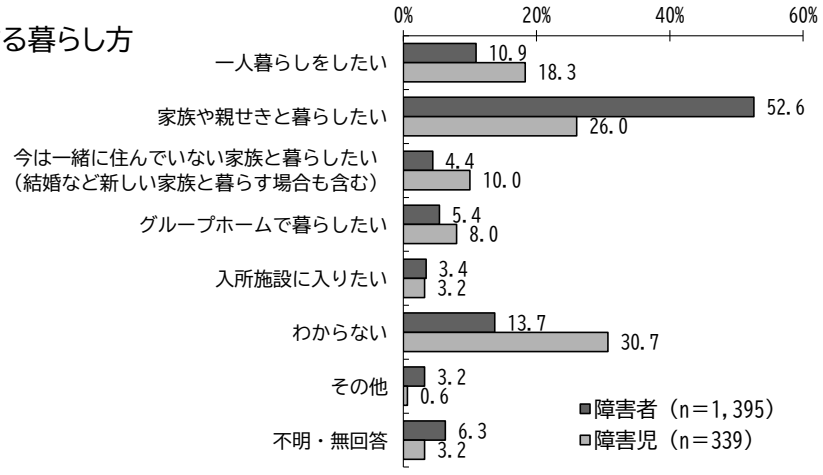
●国においては、障害のある人を取り巻く生活環境や安全・安心の確保に向け、「バリアフリー法」の改正や「災害対策基本法」に基づく避難行動要支援者対策など、様々な取組が進められています。また、福祉全体では「地域共生社会」が目指されており、住民同士がつながり、支え合いながら、誰もが安心して暮らせる社会を構築していくことが求められています。

●本市においては、市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに市内グループホームの定員数も増加し、障害のある人を取り巻く住まいの環境が改善されていますが、グループホームが不足している・空きがない等の意見も多く、また障害当事者へのアンケートでは「一人暮らしをしたい」というニーズも一定数みられます。障害のある人のニーズに応じた、多様な暮らし方に向けた居住支援施策が求められています。

●公共空間や学校施設等においてのバリアフリー化は順次進めているものの、当事者からは、車道・歩道の段差や狭さ、ユニバーサルトイレの不足、障害者等用専用駐車区画の不適正利用など身近なバリアが依然残されていることが指摘されており、引き続きハード・ソフト両面の対応を進めていく必要があります。

●防災・災害時対策の面では、障害当事者へのアンケートにおいて災害時の困りごととして「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備や環境への不安」「安全な場所までスムーズに避難できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」など、障害特性により不安に感じる事項が多岐に渡っており、個別避難計画の作成促進や医療的ケア、コミュニケーション支援なども含めた避難所における環境整備、身近な地域での見守りや情報共有、 在宅避難を含めた災害への準備に関する情報発信等を進めていく必要があります。

■将来希望する暮らし方



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）自分らしい暮らしをかなえる住環境整備

方向性

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な住まい方を支援します。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１</td><td rowspan="4">市営住宅のバリアフリー化の推進</td><td colspan="2">既存の市営住宅においては、市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を進めます。</td><td rowspan="4">建築課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率</td><td>７４．７%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">２</td><td rowspan="4">グループホームの整備促進</td><td colspan="2">障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、国庫補助制度を活用したグループホームの整備を促進します。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>安城市内グループホームの定員数</td><td>１６０人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">３</td><td rowspan="4">障害のある人の住宅改修に対する助成</td><td colspan="2">身体に重度の障害のある人が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費の一部を助成します。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>安城市在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">４</td><td rowspan="4">障害のある人の一人暮らしを支援する取組の推進【新規】</td><td colspan="2">住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく事業などの周知・啓発のため、関係者への情報提供に努めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課
建築課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>周知・啓発の実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（２）人にやさしいまちづくりの推進

方向性

障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが安心して暮らし、外出や社会参加に障壁がない「人にやさしいまち」の実現を目指します。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">5</td><td rowspan="4">『愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の推進</td><td colspan="2">「バリアフリー法」、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、引き続き道路、公園、建築物等の生活関連施設のバリアフリー化を推進します。</td><td rowspan="4">維持管理課
土木課
建築課
資産経営課
都市計画課
公園緑地課
区画整理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>都市公園における園路等のバリアフリー化</td><td>実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">学校施設等公共施設のバリアフリー化の推進</td><td colspan="2">学校施設等公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。</td><td rowspan="4">教育委員会総務課
庁舎整備課
その他施設管理部署</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>エレベーターを設置した学校数（累積）</td><td>24 校</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">7</td><td rowspan="4">多目的トイレの設置及び多機能化の推進</td><td colspan="2">公共施設への多目的トイレの設置に努めます。また、施設の利用形態等を考慮しオストメイト対応やユニバーサルシートの設置など多機能化に努めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課
庁舎整備課
その他施設管理部署</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>ユニバーサルシートの設置</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（３）支え合う地域づくりの推進

方向性

障害の有無や年齢、生活環境などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、互いに支え合いながら自分らしく生活できる地域づくりを進めます。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">８</td><td rowspan="4">地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実</td><td colspan="2">障害福祉サービス等事業者、地域住民、町内福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員等と市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの連携を強化します。また、地域見守り活動推進事業や個別ケースの支援を通じて把握した情報やニーズについて情報共有を図り、地域での見守り活動を推進します。</td><td rowspan="4">障害福祉課
社会福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>自立支援協議会を通じた情報共有</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">９</td><td rowspan="4">地域における交流機会の創出</td><td colspan="2">地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、公民館まつりや福祉センターまつり、地域行事を通じ障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進し、また地域活動への支援を行います。</td><td rowspan="4">障害福祉課
市民協働課
生涯学習課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害のある人が参加できる・参加しやすい事業の検討・実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">10</td><td rowspan="4">複合的な課題を抱える障害のある人・世帯への支援【新規】</td><td colspan="2">基幹相談支援センターをはじめ関係機関等との連携のもとで、複合的な課題を抱える障害のある人とその家族・世帯等への総合的な相談支援を行い、必要に応じて重層的支援体制整備事業の実施を通じた総合的な対応を行います。</td><td rowspan="4">障害福祉課
社会福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害のある人等への総対応回数</td><td>２１８回</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
11	各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティアの水準に合わせ、入門から専門までの段階的な講座や、地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。		社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		社会福祉協議会主催講座	１２講座	
		団体自主講座	２講座	
12	ボランティアの活動支援	安城市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア講座の開催、ボランティア活動の場の提供、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。		市民協働課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		安城市民活動センターの運営	実施	
		社会福祉協議会ボランティアセンターの運営	実施	
13	町内公民館等建設費補助事業	町内公民館を地域活動の拠点とするため、引き続き施設のバリアフリー化に必要な費用の一部を補助します。		市民協働課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		町内公民館等建設費補助事業の実施	実施	

（４）安全・安心のための防災・防犯活動の推進

方向性

障害のある人が、災害や犯罪の不安なく地域で安心して暮らすことができるよう、防災・防犯対策の充実を図ります。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">14</td><td rowspan="4">防災の啓発</td><td colspan="2">防災・災害時の避難に関する情報発信や地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。</td><td rowspan="4">障害福祉課
危機管理課
社会福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害福祉サービス等事業者への防災計画の作成や訓練実施の働きかけ</td><td>実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">15</td><td rowspan="4">緊急時の情報伝達</td><td colspan="2">緊急時には、ウェブサイトやインターネットFAX、安城防災ナビ、防災ラジオ等多様な媒体等により情報を発信します。また、聴覚や言語に障害のある人が事故や急病等を音声によらずに緊急通報できる 110 番アプリシステムや NET119 等の周知を図ります。</td><td rowspan="4">障害福祉課
危機管理課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>インターネット FAX 訓練の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">16</td><td rowspan="4">避難行動要支援者支援制度の啓発</td><td colspan="2">災害時に自力で避難することが困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう避難行動要支援者支援制度の啓発を行い、個別避難計画の作成に取り組みます。また、日頃の見守り活動にも活用できるよう地域の支援者との情報共有を図ります。</td><td rowspan="4">社会福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>名簿情報提供の同意率（名簿情報提供の同意者数/避難行動要支援者数）</td><td>６６．５%</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
17	特定福祉避難所の整備	障害のある人が特定福祉避難所において必要な配慮が受けられるよう「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」及び「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」に基づき、民間の障害福祉サービス等事業者と継続的な協議を行います。		障害福祉課 社会福祉課 危機管理課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		特定福祉避難所との無線通信訓練の実施	８施設	
18	避難所における支援【新規】	市内各避難所において、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、避難所へのコミュニケーションボードの配備や災害時のコミュケーション方法などの啓発を行います。		障害福祉課 危機管理課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		多様なコミュニケーションボードの配備	未実施	
19	家具転倒防止普及事業	地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。		障害福祉課 危機管理課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		家具転倒防止器具取付事業	実施	
20	交通安全教育の実施	交通安全教育を実施し、障害のある人が交通事故等に遭うことがないよう努めます。		市民安全課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		安城特別支援学校での交通安全教室の実施	実施	
21	防犯対策等の推進	広報あんじょう等で、家庭における防犯対策等の啓発を行い、**安城防災ナビ**を活用して防犯に関する注意を促します。		市民安全課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		安城防災ナビの発信	実施	

No.	取組	方向性		担当課
22	消費者トラブルの防止	消費生活センターを設置し、消費者トラブルの防止と問題の早期解決に努めます。また、悪質商法等の被害に遭うことがないよう消費者安全確保地域協議会を通じて、自立支援協議会等関係者に、消費生活相談に関する情報を提供します。		障害福祉課 商工課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		自立支援協議会への情報提供	実施	
23	感染症対策	新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて策定した「安城市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平時から各種媒体を利用し、障害のある人等への情報提供・共有を行うとともに、障害者施設等との連絡体制の構築を図ります。		障害福祉課 健康推進課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		関係機関・事業所等との連絡体制の確立	実施	

基本目標 2　生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実

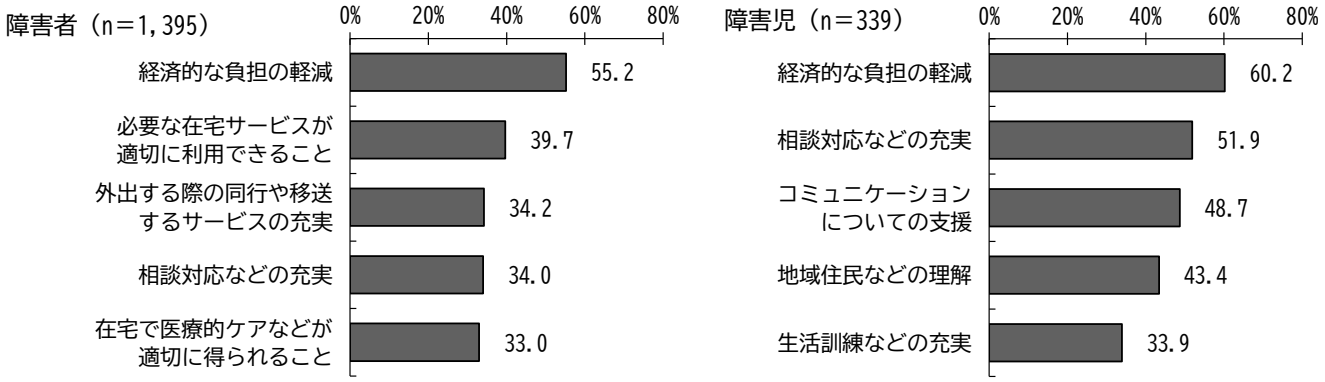
現状・課題

●障害者施策においては、「障害者総合支援法」に基づき、訪問系・日中活動系・居住系サービス等のサービス基盤を計画的に確保し、利用者の自己決定を尊重した地域生活の維持・継続を図ることが基本とされています。さらに、「障害者文化芸術活動推進法」や「スポーツ基本法」、「読書バリアフリー法」を踏まえ、文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動やバリアフリーな読書環境の整備を通じて、障害のある人が多様な社会参加を実現できるような環境をつくっていくことが重要です。

●本市では、自立支援協議会を通じた事業所間の連携強化や人材育成のための研修の実施、各種障害福祉サービス等の利用支援、第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価等を行っています。しかし、サービス事業所において人材の確保が困難になるなど、障害者福祉を取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、当事者アンケートでは地域生活に必要な支援として「経済的な負担の軽減」が最も高い割合を占めており、安定した生活を送るための基盤づくり、生活支援が求められています。

●文化・スポーツ活動や生涯学習の場においては、本市において教養、趣味等の講座の開講やスポーツへの参加支援、図書館での点字図書・録音図書の整備などを通じ、障害のある人の文化芸術・スポーツや余暇活動の支援に取り組んでいます。今後も、様々な場面で障害特性に応じた合理的配慮や障害当事者が気兼ねなく様々な活動に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

■地域生活に必要な支援　※上位5位を抜粋



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）暮らしを支える生活支援の充実

方向性

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき障害福祉サービスの充実を図るとともに、各種手当や給付制度等による経済的支援を適切に実施します。また、地域生活の継続や福祉人材の確保等の今日的課題に取り組みます。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">24</td><td rowspan="4">地域生活の継続に向けた総合的支援</td><td colspan="2">地域生活支援拠点等や生活支援サービスの充実等を通じ、障害のある人が地域生活を継続できる環境づくりを進めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画・障害児福祉計画参照</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">25</td><td rowspan="4">障害福祉サービス等事業者間の連携</td><td colspan="2">専門性を高めるための研修の実施、多職種連携の強化によるサービスの質の向上に努めます。共生のまち部会をはじめとする関係機関が協力して障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知に取り組みます。</td><td rowspan="4">障害福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>基幹相談支援センター開催の研修回数</td><td>１０回</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">26</td><td rowspan="4">適正な制度運用とサービスの質の確保</td><td colspan="2">サービスの透明性の向上を図るため、公正・中立な第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価を促進します。また、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>第三者評価実施社会福祉法人数</td><td>２法人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">27</td><td rowspan="4">事業所への人材確保支援の実施【新規】</td><td colspan="2">愛知県等と連携するとともに、研修受講費用等の支援を行うなど市内の障害福祉関係の人材確保に向けた取組を進めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>研修費用等の支援の実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
28	障害福祉サービスの受け皿の充実	介護保険事業者など多様な実施主体が障害福祉サービスを提供できるように、共生型サービスや基準該当障害福祉サービスの制度の周知に努めます。		障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		制度の周知の実施	未実施	
29	重症心身障害児・者**等**に対する支援	重症心身障害児・者**や強度行動障害児・者等**の日常生活、社会生活の維持を支援するため、継続して障害福祉サービス、障害児通所支援が利用できるよう必要な支援を継続します。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		重症心身障害児・者**等**の日常生活、社会生活の維持するために必要な支援の継続	実施	
30	団体へのガイドヘルパーの派遣・中途視覚障害者歩行訓練の実施	視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。また、自立した日常生活や社会参加を促進するため、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		ガイドヘルパー派遣人数	４１７人	
31	各種手当の支給	市単独の障害者扶助料をはじめ、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。また、手続きについての確実な情報提供を行います。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		各種手当の支給	実施	

（２）社会参加の促進と文化芸術・スポーツの振興

方向性

障害のある人が自らの意思や希望に応じて積極的に文化芸術、スポーツ、生涯学習等への参加ができるよう、社会参加の機会の充実と環境の整備を進めます。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">32</td><td rowspan="3">障害のある人への助成、割引制度</td><td colspan="2">障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料、入場料等を減免します。</td><td rowspan="3">障害福祉課
その他対象部署</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>各種制度の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">33</td><td rowspan="3">障害のある人の移動のための助成、支援</td><td colspan="2">あんくるバスの運賃の助成（無料化）や通院等でタクシーを利用する際の料金助成、有料道路通行料割引制度の事務、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。</td><td rowspan="3">障害福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害者福祉タクシー料金助成事業交付人数</td><td>２，７８７人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">34</td><td rowspan="3">スポーツ活動の振興</td><td colspan="2">障害のある人のスポーツ･レクリエーション活動を支援するとともに、各種大会への参加促進と、障害のある人が楽しく参加できる環境整備に努めます。</td><td rowspan="3">障害福祉課
スポーツ課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害者福祉体育祭の参加者数</td><td>１２５人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">35</td><td rowspan="3">スポーツを通じた交流機会の創出</td><td colspan="2">障害者スポーツに対する理解をより一層深め、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。</td><td rowspan="3">障害福祉課
スポーツ課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害のある人もない人も参加できるスポーツプログラムの実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">36</td><td rowspan="3">障害のある人の文化芸術活動等の振興</td><td colspan="2">障害のある人が教養、趣味、文化、芸術等に触れる講座や機会を提供します。また、その制作した作品を広く市民に公開する機会を支援します。</td><td rowspan="3">障害福祉課
生涯学習課
文化振興課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>社会福祉協議会の実施する障害のある方向けの講座数</td><td>１９講座</td></tr>
<tr><td rowspan="3">37</td><td rowspan="3">読書バリアフリーの推進【新規】</td><td colspan="2">読書バリアフリーサービスの周知を行うとともに、障害のある人が利用しやすい環境を整備します。</td><td rowspan="3">アンフォーレ課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>読書バリアフリーサービス数</td><td>４サービス</td></tr>
</table>

基本目標 3　人とのつながりや権利が守られる支援の充実

現状・課題

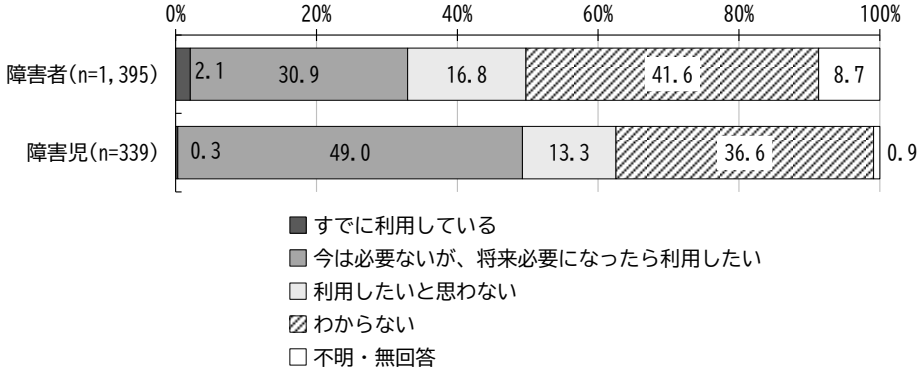
●国においては、改正「障害者差別解消法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「手話施策推進法」等に基づき、手話や要約筆記、文字表示等の多様な手段による情報保障や合理的配慮の提供、行政情報のアクセシビリティ向上が推進されています。また、「障害者虐待防止法」に基づく取組や成年後見制度の利用促進を図ることで、障害のある人が可能な限り自ら意思決定できるように支援することや権利の侵害等への対策をさらに推進していくことが求められています。

●障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、様々なライフステージや個々の状況等に応じた相談支援体制を整備していく必要があります。本市では、関係課において各種の相談支援を実施し、こども家庭センターや基幹相談支援センター、地域包括支援センターなどの各種相談支援機関が連携して対応を行っています。また、令和7年度（2025年度）から、制度の狭間で支援の機会が届かなかった人等への対応を進める重層的支援体制整備事業を開始し、8050問題やひきこもり等へ対応するための支援体制を整備しました。

●情報提供については、広報あんじょうやウェブサイト等への福祉情報の掲載や福祉のガイドブックの作成などにより、サービスを必要とする人に情報発信を行いました。また、ボランティアの協力のもとで点訳や音訳による情報提供や令和6年（2024年）4月に施行した「安城市手話言語条例」に基づく手話の普及などに取り組んでいます。

●令和4年度（2022年度）から安城市社会福祉協議会を権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関として位置づけ、相談・支援体制を強化しています。障害当事者へのアンケート調査によれば、成年後見制度の利用意向としては、「今は必要ないが将来利用したい」が障害のある人で30．9%、障害児で49．0%に達しており、親なき後や本人の判断能力低下に備えた制度の周知と手続き支援の充実が求められています。

■成年後見制度の利用意向



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）複合的な課題に応じた相談支援の充実

方向性

関係機関が連携するとともに支援技術等を向上させ、障害のある人への相談支援体制の充実を図ります。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">38</td><td rowspan="3">切れ目のない相談支援</td><td colspan="2">多様な相談ニーズに応じられるよう専門的な相談支援機関等と連携し、障害のある人の年齢、障害種別を問わない相談体制の充実を図ります。</td><td rowspan="3">障害福祉課
社会福祉課
高齢福祉課
こども課
こども発達支援課
健康推進課
学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>相談支援の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">計画相談支援の提供体制の充実</td><td colspan="2">障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組むとともに、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。</td><td rowspan="3">障害福祉課
こども発達支援課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画・障害児福祉計画参照</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">40</td><td rowspan="3">高次脳機能障害児・者への支援</td><td colspan="2">高次脳機能障害を有する障害児・者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。</td><td rowspan="3">障害福祉課
こども発達支援課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>自立支援協議会を通じた情報共有</td><td>実施</td></tr>
</table>

（２）情報につながり、通じ合える環境づくり

方向性

障害のある人が自らの意思に基づいてサービス利用や社会参加ができるよう、多様な手法による情報の発信を行うとともに意思疎通、コミュニケーション支援を行います。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">41</td><td rowspan="3">広報あんじょう等による情報提供の充実</td><td colspan="2">障害のある人に関わる様々なサービス、制度等について、ユニバーサルデザインに配慮の上、広報あんじょうやウェブサイト等へ掲載し、情報提供の充実に努めます。</td><td rowspan="3">障害福祉課
こども発達支援課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>広報あんじょう等掲載</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">42</td><td rowspan="3">安城市版ガイドブック等の作成・配布</td><td colspan="2">障害のある人に関わる様々なサービス、制度等をまとめた安城市版ガイドブックや障害福祉サービス等事業者<u>一覧</u>を作成し、配布します。</td><td rowspan="3">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>安城市版ガイドブックの作成</td><td>作成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">43</td><td rowspan="3">声の広報・点訳事業等の実施</td><td colspan="2">広報あんじょうを音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。</td><td rowspan="3">障害福祉課
秘書課
アンフォーレ課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>声の広報の作成</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">44</td><td rowspan="3"><u>手話の普及【新規】</u></td><td colspan="2"><u>手話施策推進法に基づき、手話が言語であることの理解の促進と手話を使用しやすい環境づくりに取り組みます。</u></td><td rowspan="3">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td><u>手話啓発イベントの実施</u></td><td><u>実施</u></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
45	手話通訳者の配置	市役所及び社会福祉会館に手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人等が各種相談や手続きを円滑に行うことができるよう支援します。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		手話通訳者の配置	２名	
46	手話通訳者・要約筆記者等の派遣	障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣等による意思疎通支援を行います。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		手話通訳者派遣回数	319 回	
		要約筆記者派遣回数	43 回	
47	手話通訳者・要約筆記者等の養成	手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等意思疎通支援を行う人の養成、技術向上等に努めます。また、講座の実施、自主活動による講座開催等を支援します。		障害福祉課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		手話講座受講者数	２８名	
48	障害者ＩＣＴ機器活用講座の実施	ＩＣＴ機器活用講座を開催する等、障害のある人の主体的な情報収集を支援します。		社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		ＩＣＴ機器活用講座数	２講座（４回）	

（３）権利擁護の推進

方向性

障害のある人に対する虐待や差別、権利侵害を未然に防ぐとともに、尊厳と権利が尊重されるよう、障害者虐待の防止と権利擁護の取組を推進します。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">49</td><td rowspan="4">虐待等の防止</td><td colspan="2">障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、虐待が疑われた場合の通報義務やその相談窓口等を市民・障害者支援団体へ啓発に努めます。
また、虐待に関する情報提供があった場合は、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図るとともに障害者支援団体等へ研修を年１回行います。</td><td rowspan="4">障害福祉課
こども課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>啓発活動の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">50</td><td rowspan="4">成年後見制度等の広報・啓発</td><td colspan="2"><u>民法改正の内容を踏まえ適切な支援について関係機関と研究の上、</u>安城市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の認知度を向上させるとともに、制度に対する正しい理解を促すため、市や市社会福祉協議会の広報紙やパンフレット等の媒体や、講演会の開催等を通じて成年後見制度の広報・啓発を行います。</td><td rowspan="4">障害福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>成年後見制度等の広報・啓発の実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

基本目標 4　子どもの育ちと学びを支える環境の充実

現状・課題

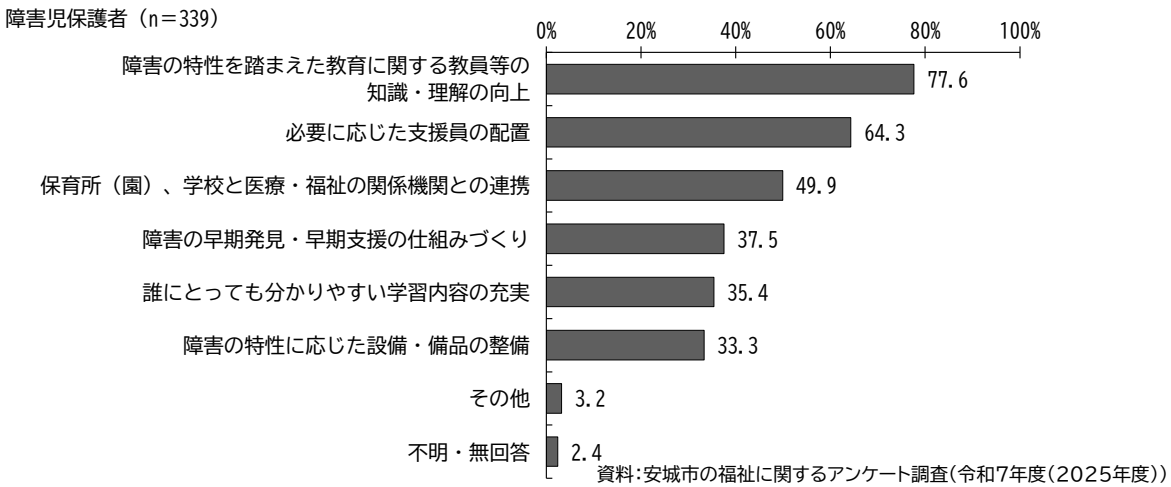
●令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」に基づき、すべての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、権利を守られ、将来にわたって幸福に生活できる社会が目指されています。障害等のある子ども・若者についても、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援することが重要です。

●本市においては、自立支援協議会共生のまち部会の「こどもグループ」、「いけあグループ」における関係者間の情報共有や検討を行っています。また、家族交流会、勉強会、講座等を通じた保護者支援を進めるとともに、こども発達支援センター「あんステップ♫」では早期療育や成長に応じた切れ目のない支援を行ってきました。

●市内の幼稚園、保育園、こども園、学校では、障害にかかわらずともに育ちあう教育・保育のための環境整備を進めています。特にインクルーシブ教育に向け、市内小中学校ではスクールアシスタントを配置し、支援が必要な児童生徒が集団の中で安心して学校生活を送るための支援体制を構築しています。しかし一方で、障害のある児童生徒は増加傾向にあり、支援ニーズも多様化していることから、引き続き体制を充実させていく必要があります。

●アンケートでは、障害のある児童生徒の療育（発達支援）、教育について必要だと思う支援として、「障害の特性を踏まえた教育に関する教員等の知識・理解の向上」「必要に応じた支援員の配置」が高くなっており、指導・支援にあたる教職員等に関する専門性や資質の向上が、より一層求められています。また、こども発達支援センター「あんステップ♫」が地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たすことができるよう、さらなる機能強化を進めていく必要があります。

■必要な療育・教育の取組（障害児保護者）



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）子どもの育ちと発達支援の推進

方向性

発達に心配や遅れがある子どもなどが、それぞれの発達段階や特性、家庭環境等に応じた切れ目ない支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援を推進します。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">51</td><td rowspan="3">子どもの発達や療育に関する相談の充実</td><td colspan="2">障害児相談支援事業所等と連携し、発達に心配や遅れがある子どもなどやその保護者からの相談に対し、助言や情報提供等の支援を行います。また、障害児相談支援事業所等の連携強化に努めます。</td><td rowspan="3">障害福祉課
こども発達支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>相談支援の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">52</td><td rowspan="3">療育関係機関等の連携強化</td><td colspan="2"><u>こ</u>ども発達支援センターあんステップ♫、幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、教育センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図ります。また、発達支援ネットワーク会議等を開催し、療育関係機関の情報共有や<u>インクルージョン推進のための協議</u>を行います。</td><td rowspan="3">障害福祉課
こども課
こども発達支援課
保育課
健康推進課
学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>発達支援ネットワーク会議の開催</td><td>２回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">53</td><td rowspan="3">児童発達支援センターの充実</td><td colspan="2"><u>こ</u>ども発達支援センターあんステップ♫を中心に早期療育体制を強化し、発達に心配や遅れがある子どもなどに対して成長に応じた切れ目のない支援を行います。また、地域の障害児支援の中核的な役割を担うことができるよう機能強化に<u>取り組み、その一環として</u>保育所等訪問支援により地域支援の充実を図ります。</td><td rowspan="3">こども発達支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援事業
訪問施設数</td><td>３件</td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
54	保護者及び学齢期支援事業	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座（ペアレント・プログラム）及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身につける講座（ソーシャルスキルトレーニング（以下、「ＳＳＴ」））を実施します。		こども発達支援課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		ペアレント・プログラム参加人数	１５人	
		ＳＳＴ教室参加人数	６組	
55	放課後等デイサービスの最適化	障害の程度に応じた最適な利用が促進されるよう関係団体等と取組について情報共有を行います。		障害福祉課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	―	
56	放課後児童クラブへの受入れの推進	特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。		こども課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		特別支援教育を受ける児童の放課後児童クラブ利用	実施	
57	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	妊産婦相談、乳児家庭全戸訪問、４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、５歳児健康診査やそれらの事後における支援の機会を通じ、各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。		こども課 こども発達支援課 健康推進課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		乳児家庭全戸訪問実施率	９９．２％	

No.	取組	方向性		担当課
58	保育者への専門的な指導の実施	発達に心配や遅れがある子どもに対し、専門的な見地から指導に当たることができる保育士を育成するため、専門的な知識をもった臨床心理士や作業療法士などを各園に派遣し、障害の理解や指導を実施します。		こども発達支援課 保育課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		訪問相談施設数	公立 13 園 私立 18 園 事業団 14 園 託児等 1 箇所	
59	就労形態の多様化に伴う連携強化	障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業などの障害福祉サービス等と放課後児童クラブなどの障害福祉サービス等以外の支援の連携の強化に努めます。		障害福祉課 こども課 こども発達支援課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		連携強化の実施	実施	
60	子どもの発達にかかる理解促進のための講座の開催【新規】	保護者に対し子どもの発達の理解を促進する講座を開催し、育児不安の解消や子どもとのかかわり方を学ぶ機会を提供します。		こども発達支援課 生涯学習課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		講座の開催	未実施	

（２）共に学ぶインクルーシブ教育の推進

方向性

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが互いの違いや多様性を認め合い、ともに学び、ともに成長できる教育環境の実現を目指します。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">61</td><td rowspan="4">教育センターの相談支援の充実</td><td colspan="2">個々の児童・生徒の特性や発達段階に応じて生じる不安や悩みの相談に応じるため、電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を行います。
こども発達支援センターあんステップ♫とも連携して、就学前から小・中学校卒業へと継続した切れ目ない相談支援の充実を図ります。</td><td rowspan="4">学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>教育相談の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">62</td><td rowspan="4">教育関係機関の連携強化</td><td colspan="2">市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園、こども発達支援センターあんステップ♫等が連携し、適切な支援の実施に努めます。</td><td rowspan="4">こども発達支援課
保育課
学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>安城市教育支援委員会の開催</td><td>３回</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">63</td><td rowspan="4">教育相談の充実</td><td colspan="2">本人・保護者の意見を尊重し、就学前児童（５歳児）の就学相談を実施します。</td><td rowspan="4">こども発達支援課
学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>就学相談の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">64</td><td rowspan="4">進路相談の充実</td><td colspan="2">卒業時における進学・就労に関する適切な支援をするため、関係機関との連携を図ります。</td><td rowspan="4">各小中学校
（学校教育課）</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>進路相談の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">65</td><td rowspan="3">インクルーシブ教育システムの構築</td><td colspan="2">「インクルーシブ教育システム」の構築等、国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。
様々な支援が必要な児童生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置し、個々のニーズに合った教育を受けられる環境を整えます。</td><td rowspan="3">学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>スクールアシスタント（児童・生徒支援）の配置</td><td>小学校８２名
中学校２４名
看護師６名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">66</td><td rowspan="3">教職員の専門性向上</td><td colspan="2">すべての教職員が、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう小・中学校の管理職、特別支援学級や通常学級の担任、通級指導教室の担当、特別支援コーディネーター、スクールアシスタントを対象とした研修会を実施します。</td><td rowspan="3">学校教育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>研修の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">67</td><td rowspan="3">インクルーシブ教育・保育<u>の推進</u></td><td colspan="2">幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある園児の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある園児とない園児が、一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。</td><td rowspan="3">保育課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>インクルーシブ教育・保育</td><td>実施</td></tr>
</table>

基本目標 5　障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実

現状・課題

●国においては、障害の原因となる疾病の早期発見・予防や健康づくり施策を推進するとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

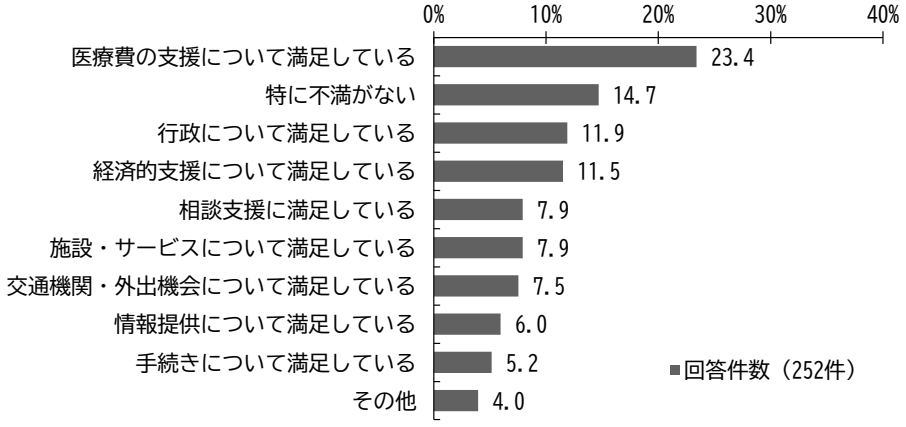
●障害の早期発見に向けては、乳幼児健診の実施や保護者からの相談への対応、親子教室の定期的な実施等を通じて支援を進めています。個々の状況に応じた適切な相談支援が行えるよう、関係機関との連携を含めた支援体制のさらなる強化が必要です。

●こころの健康に関しては、講座の開催や情報発信、市公式ウェブサイト等を活用した相談窓口の周知を行っています。国においては、メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識を持ち、地域や職場で困っている人やその家族を支援する人である「心のサポーター」の養成に取り組むこととしており、市においても人材育成を広げていくことが求められます。本市においても精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率は高く、こころの健康づくり等、精神疾患の予防に関する取組が必要となっています。

●障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療や精神障害者医療費助成制度等により、対象者に対する医療費の助成を実施しています。医療費に関する支援については障害当事者のアンケートにおいても満足しているという意見が多く聞かれました。受給者は年々増加傾向にあることから、今後も制度の適正な運用を図りながら、継続的に助成を実施していく必要があります。

●「医療的ケア児支援法」が改正されて、令和9年（2027年）4月から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」として、より年齢による切れ目のない支援や家族支援に関する取組が充実します。法律の趣旨等も踏まえ、医療的ケア児等を総合的に支援する体制の充実を図っていく必要があります。

■満足の理由　※障害者調査で「市の施策に満足している」と回答した人の内容



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）障害の原因となる疾病の早期発見と予防

方向性

障害の原因となる疾病や発達上の課題を早期に発見し、適切な支援等につなげるため、各種の健康診査や保健指導等の充実を図ります。また、情報発信や相談支援等を通じてこころの健康づくりに取り組みます。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">68</td><td rowspan="4">乳幼児健康診査等の実施と健診後の指導の実施</td><td colspan="2">４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、５歳児健康診査の機会を通じ、発達の遅れや疾病等の早期発見、早期療育に繋げます。また、未受診者の把握と受診率向上に努めます。</td><td rowspan="4">こども発達支援課
健康推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>乳幼児健診未受診対策</td><td>実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">69</td><td rowspan="4">乳幼児の相談・訪問の実施</td><td colspan="2">乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。</td><td rowspan="4">こども発達支援課
健康推進課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>相談・保健指導・訪問指導の実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">70</td><td rowspan="5">成人の健康診査と、高齢者の介護予防事業の促進</td><td colspan="2">生活習慣病やその他の疾病が進行して障害となることを防ぎ、また、健康づくりを支援するため、特定健康診査の周知と受診促進に取り組み、診査後には特定保健指導等を実施します。
高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護予防事業等を実施します。また、後期高齢者医療健康診査の周知と受診促進についての取組を推進します。
障害の原因となる疾病の予防に向け、がん検診・脳ドックを実施し、受診率の向上に努めます。</td><td rowspan="5">高齢福祉課
国保年金課
健康推進課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療健康診査実施率</td><td>４４．８％</td></tr>
<tr><td>国民健康保険特定健康診査受診率</td><td>３７．４％</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
71	こころの健康づくりの推進	社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。 また、心のサポーターや精神保健に関する専門人材等、こころの健康を支える人材育成や環境整備を推進します。		健康推進課 **障害福祉課**
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		こころの健康に関する情報提供	実施	

（２）医療サービスの推進

方向性

各種の医療費の助成等を通じ、障害のある人が安心して医療サービスを受けることができるよう支援します。また、医療的ケアが必要な人に対しては、関係機関等が連携して適切な支援に繋げます。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
72	自立支援医療の実施	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。		障害福祉課 国保年金課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		自立支援医療の実施	実施	
73	医療費の助成	障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。		国保年金課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		医療費助成の実施	実施	

No.	取組	方向性		担当課
74	医療的ケア児・者等への支援	「医療的ケア児支援法」の改正を踏まえ、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が連携を図る協議の場を設置し、情報共有を行います。		障害福祉課 こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		医療的ケア児連携会議の開催	実施	

基本目標 6　就労機会と就労支援の充実

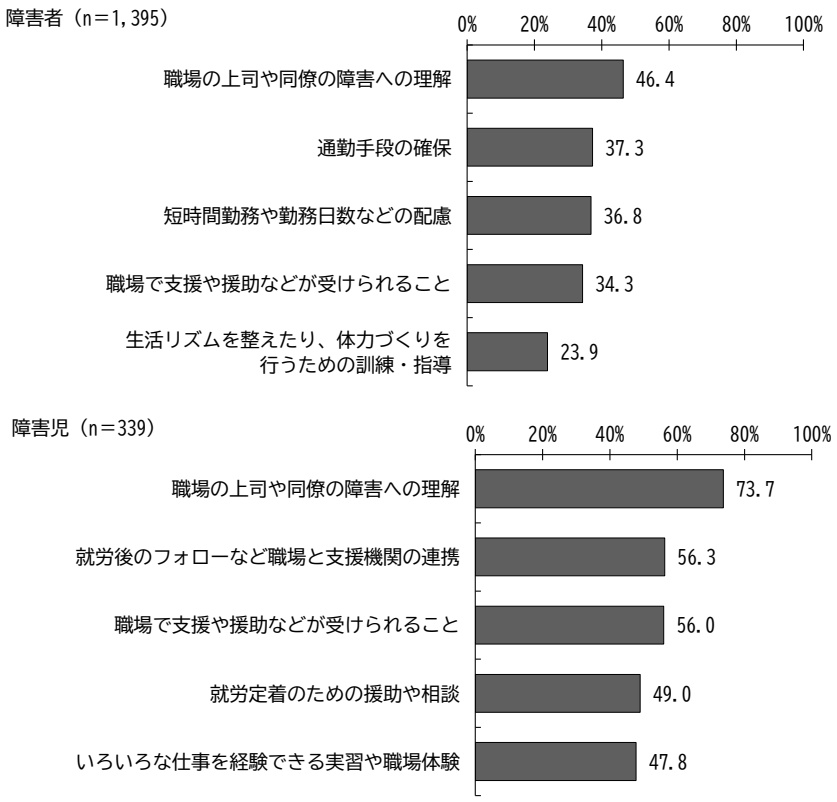
現状・課題

●就労は、経済的な自立という側面だけでなく、社会参加や自己実現、さらには社会全体の多様性の向上など、多面的な効果があります。「障害者雇用促進法」の改正により、令和8（2026）年7月から、民間企業の法定雇用率は2．7%に、対象事業主の範囲は労働者数37．5人以上に拡大されています。また、地方公共団体の法定雇用率は3．0%となります。

●本市では、障害のある人の就労を支援するため、セミナーの開催や就労に関する情報提供、ハローワークと連携した地域職業相談室の運営等を行っています。また、障害当事者へのアンケートによれば職場で必要な支援として障害者調査・障害児調査ともに「職場の上司や同僚の障害への理解」が最も高くなっており、「障害者差別解消法」や合理的配慮についての周知を継続していく必要があります。

●事業所等との連携のもとで、本人の希望や能力の変化に応じた多様な働き方の選択やその人らしい社会参加の在り方を支援していくことが重要です。また、工賃向上を支援するため、障害のある人が製作した自主製品の販売促進等を行っています。

■障害のある人の就労にあたって職場で必要な支援　※上位5位を抜粋



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7年度（2025年度））

（１）多様な雇用・就労の促進

方向性

障害のある人が希望や適性に応じて働くことができ、社会の一員として活躍できるよう、企業や関係機関との連携を強化し、一般就労をはじめとする多様な就労機会の確保を進めます。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">75</td><td rowspan="4">障害者雇用促進のための情報発信</td><td colspan="2">障害のある人が適性と能力に応じた仕事に就くことができ、また、企業側の受入れに対する理解を促すため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者雇用促進のための企業向けセミナーの開催等の、情報発信、啓発活動に努めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害者雇用に関する情報発信</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">76</td><td rowspan="4">職場における合理的配慮の提供義務等の周知</td><td colspan="2">改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、就労している障害のある人への差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>合理的配慮の提供義務等の周知</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">77</td><td rowspan="4">障害者総合支援法に基づく就労系サービスの充実</td><td colspan="2">就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援などを通じて、障害のある人が自分の強みを生かした働き方ができるよう支援するとともに、就労機会の拡大を図ります。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画・障害児福祉計画参照</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">78</td><td rowspan="4">多様な就労の支援</td><td colspan="2">多様な働き方を選択できるよう農福連携やテレワークの普及等の取組を後押しします。</td><td rowspan="4">障害福祉課
農務課
商工課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>農福連携に向けた協議</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">79</td><td rowspan="3">市における障害者雇用の推進</td><td colspan="2">障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討し、障害のある人が働きやすい職場となるための体制整備や各種取組を行います。</td><td rowspan="3">人事課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>市の障害者雇用率</td><td>２．８２％</td></tr>
<tr><td rowspan="3">80</td><td rowspan="3">就労支援のネットワーク強化</td><td colspan="2">障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校、障害者職業能力開発校、就労支援事業所、ハローワーク、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、あいち障害者雇用総合サポートデスク、愛知障害者職業センター等と連携して、総合的な支援を行います。</td><td rowspan="3">障害福祉課
商工課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>関係団体と連携、情報共有の実施</td><td>実施</td></tr>
</table>

（２）働く喜びと生きがいを育む福祉的就労の支援

方向性

障害のある人が自らの能力や適性を活かし、働く喜びや生きがいを感じながら、地域で自分らしく生活できるよう、福祉的就労の場の充実を図ります。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">81</td><td rowspan="3"><u>福祉的な就労機会の充実</u></td><td colspan="2"><u>障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を通じ、働く喜びや生きがいを得る場として充実を図ります。</u></td><td rowspan="3">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画・障害児福祉計画参照</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">82</td><td rowspan="3">障害のある人が製作した自主製品の販売・購入拡大</td><td colspan="2">障害者優先調達推進法に基づき、障害のある人が製造した自主製品の購入、役務等の委託を推進し、工賃アップを支援します。
自主製品の紹介用一覧や発注先一覧を更新し、広報・啓発活動に努めます。</td><td rowspan="3">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>優先調達の発注額／最高額</td><td>２２,１８６,１６６円／２２,１８６,１６６円</td></tr>
</table>

基本目標 7　障害理解を深める啓発活動の充実

現状・課題

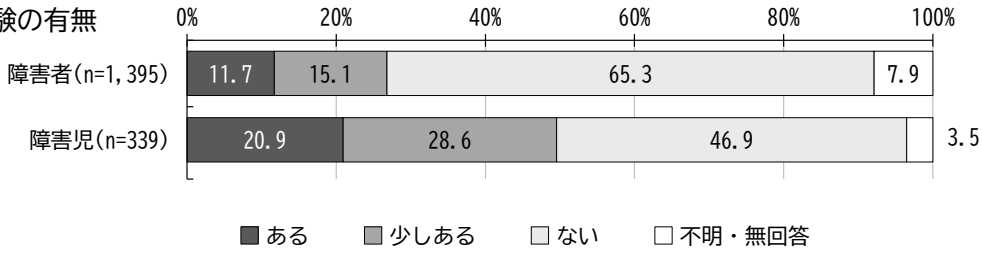
●障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体において、障害に対する無理解、意識の偏りなどを解消していくことが重要です。しかし、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において障害を理由とする差別を受け、社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があります。

●障害当事者へのアンケートによれば、障害があることで差別や嫌な思いをした経験がある（「ある」と「少しある」の合算）割合は障害のある人で26．8%、障害児で49．5%となっています。また、市民へのアンケートでは、88．3%が世の中に障害を理由とする何らかの差別や偏見があると思う（「あると思う」「少しはあると思う」の合算）と回答しています。

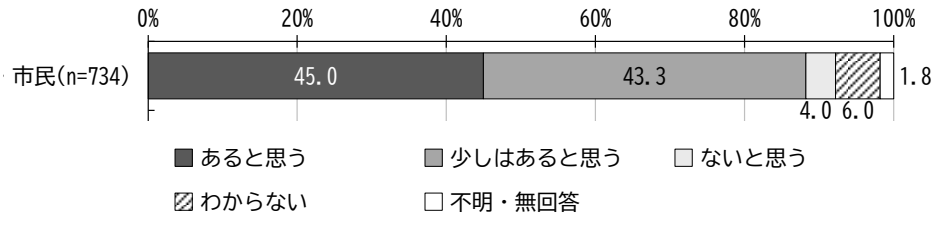
●本市では、障害のある人への理解促進や差別解消に向け、ヘルプマークの配布や「こころのバリアフリー」をテーマとした啓発動画の制作などを進めてきました。特に啓発動画については、市公式 YouTube のほか、職員研修や町内会、イベント等で広く発信を行い、啓発活動を進めています。

●また、子どもの頃からの障害理解を促進するため、交流保育や福祉体験教室、福祉学習実施校助成等を通じて、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や相互理解の機会を創出しました。また、市内の障害福祉サービス事業所とともに「あんぷくフェスティバル」を開催し、交流の場づくりを進めています。今後も、障害や障害のある人に関する正しい知識を広げていくため、障害当事者等と協働しながら啓発活動を推進してくことが重要です。

■差別の経験の有無



■障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか



資料：資料：安城市の福祉に関するアンケート調査（令和7（2025）年度）

（１）障害理解を深める啓発活動の充実

方向性

障害のある人が抱える困難や必要な配慮等について理解を深めるため、「障害者差別解消法」や合理的配慮等の内容についての周知・啓発を推進します。

また、障害の特性や必要な配慮についての理解を深めるため、学校や地域、事業者等と連携した啓発・学習や交流機会の充実を図ります。

取組の内容

<table>
<tr><th>No.</th><th>取組</th><th colspan="2">方向性</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">83</td><td rowspan="4">障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発</td><td colspan="2">広報あんじょうやウェブサイト、パンフレット、社会福祉協議会機関紙等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。
障害を理由とする差別の解消を推進するため、学校、公共施設、民間施設を問わず、あらゆる場所や場面で合理的配慮の提供の義務があることなどについて周知を行います。</td><td rowspan="4">障害福祉課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>周知・啓発活動の実施方法の数</td><td>７種類</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">84</td><td rowspan="4">幼少期からの交流機会の創出</td><td colspan="2">幼少期・学齢期から福祉に対する理解を深めるため、障害のある人との交流や車いす体験等のハンディキャップ体験、ボランティア体験等の充実に努めます。</td><td rowspan="4">こども発達支援課
保育課
学校教育課
社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>交流保育の実施回数</td><td>１２回</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">85</td><td rowspan="4">市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援</td><td colspan="2">市内事業者の活動や行事を通じた障害者理解の促進を支援します。</td><td rowspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度（２０２５年度）取組実績</td></tr>
<tr><td>市内事業者の活動や行事の支援</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

No.	取組	方向性		担当課
86	市職員、教職員の理解促進	市職員、市内小中学校の教職員や保育者を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人、子どもについての理解と知識を深めます。		障害福祉課 こども発達支援課 保育課 学校教育課
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		市職員への研修の実施	実施	
		保育士への研修の実施	実施	
		教職員への研修の実施	実施	

第5章　安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画

1　基本指針の概要

「安城市障害福祉計画・障害児福祉計画」は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。令和９年度（２０２７年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に関する基本指針は令和８年（２０２６年）３月３１日に告示されました。

■基本指針の構成

【第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項】

一 基本的理念
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三 相談支援に関する基本的考え方
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方【新規】

【第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）】

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三 福祉施設から一般就労への移行等
四 障害児支援の提供体制の整備等
五 地域生活支援の充実
六 相談支援体制の充実・強化等
七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第三 計画の作成に関する事項】

一 計画の作成に関する基本的事項
二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四 その他

【第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等】

一 障害者等に対する虐待の防止
二 意思決定支援の促進
三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五 障害を理由とする差別の解消の推進
六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

２　障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標・活動指標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和７年度（２０２５年度）末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、令和１１年度（２０２９年度）末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

本市においては、グループホームの整備促進や地域生活支援拠点等における支援体制の充実等により、以下の目標の達成を目指します。

■成果目標

基準数		
令和７年度末の施設入所者数	71人	―
目標値		国指針
令和11年度末までの地域生活移行者数	５人	令和11年度末時点で、令和７年度末施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和11年度末の施設入所者数	66人	令和11年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から５%以上削減することを基本とする。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定します。

また、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、Ｋ６という尺度を活用し、評価していきます。

本市においては、愛知県が実施する心のサポーター養成研修等への参加促進を通じて人材の増加を図ります。また、市民の心の状態の把握については、現在市ウェブサイトにてＫ６（※）のセルフチェックについて情報発信しており、今後も情報発信を行うとともに、アンケート実施時等を通じて実態把握を行います。

また、安城市自立支援協議会のこころグループを中心に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関しての協議を行います。

※Ｋ６…最近の自分の状態について６つの質問に答え、心理的なストレスや不調の程度を確認するためのもの。

■成果目標

目標値		国指針
心のサポーター数【新規】	450人	令和15年度末までに100万人以上（全国）
Ｋ６により住民のこころの状態を把握【新規】	実施	―

■活動指標

項目		人数
精神病床における慢性期（１年以上）入院患者数　（令和５年度末実績値）		96人
	65歳未満	56人
	65歳以上	40人
基盤整備量（令和11年度末）		13人 ※県の算出結果

項目	実績		見込み			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	４回	４回	４回	４回	４回	４回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	29 人	36 人	30 人	30 人	30 人	30 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	１回	１回	１回	１回	１回	１回
精神障害者の地域移行支援利用者数　＊	８人	８人	８人	８人	９人	10 人
精神障害者の地域定着支援利用者数　＊	86 人	47 人	50 人	54 人	59 人	64 人
精神障害者の共同生活援助利用者数　＊	57 人	69 人	74 人	79 人	85 人	91 人
精神障害者の自立生活援助利用者数　＊	０人	０人	０人	０人	０人	０人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数　＊	７人	６人	６人	６人	６人	６人
精神障害者の短期入所利用者数【新規】＊	５人	６人	６人	６人	６人	６人

＊のあるものについては年度内の利用実人数です。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和１１年度（２０２９年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

本市においては安城市自立支援協議会はたらくグループにおける協議を進めるとともに、障害福祉、教育、就労等の関係機関で連携を図りつつ、各目標の達成に努めます。

■成果目標

項目	実績値	目標値	国指針
	令和６年度末	令和11年度末	
一般就労移行者数	60 人※	79人	令和６年度の1.31倍以上
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	37人	44人	令和６年度の1.14倍以上
就労継続支援Ａ型事業からの一般就労移行者数	15人	23人	令和６年度の1.52倍以上
就労継続支援Ｂ型事業からの一般就労移行者数	７人	12人	令和６年度の1.67倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	７割５分	５割以上	就労移行支援事業所の５割以上
就労定着支援事業利用者数	53 人	78人	令和６年度末の1.47倍以上
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が７割以上となる事業所の割合	―	２割５分以上	２割５分以上
就労選択支援事業所数【新規】	０箇所	２箇所	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置
就労選択支援事業の利用者数【新規】	―	60人	令和11年度の就労選択支援の利用者数を82,000人以上（全国）
地域の就労支援ネットワークの強化【新規】	実施済	実施	協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

※60 人の内１人は、自立訓練（生活訓練）から一般就労へ移行した者

（4）障害児支援の提供体制の整備等

障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることを目標とします。

本市においてはこども発達支援センター「あんステップ♫」を中心に児童の発達支援や関係機関と連携した取組を進めており、引き続き地域の障害児への支援体制を強化します。また、医療的ケア児に関しては安城市自立支援協議会いけあグループでの協議を進め、支援体制の充実を図ります。

■成果目標

項目	実績値	目標値	国指針
	令和８年度	令和11年度	
重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進（児童発達支援センターの中核的機能の確保）	実施済	実施	令和11年度末までに、各市町村において児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する
インクルージョン推進のための協議の場の設置	未実施	実施	令和11年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保数	５箇所	１箇所以上	令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保する
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	３箇所	１箇所以上	令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保する
医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置	実施済	実施	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	実施済	実施	令和11年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

項目	実績値	目標値	国指針
	令和８年度	令和11年度	
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	実施済	実施	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する

■活動指標

項目	実績		見込み			
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	10	9	10	10	10	10

（5）地域生活支援の充実

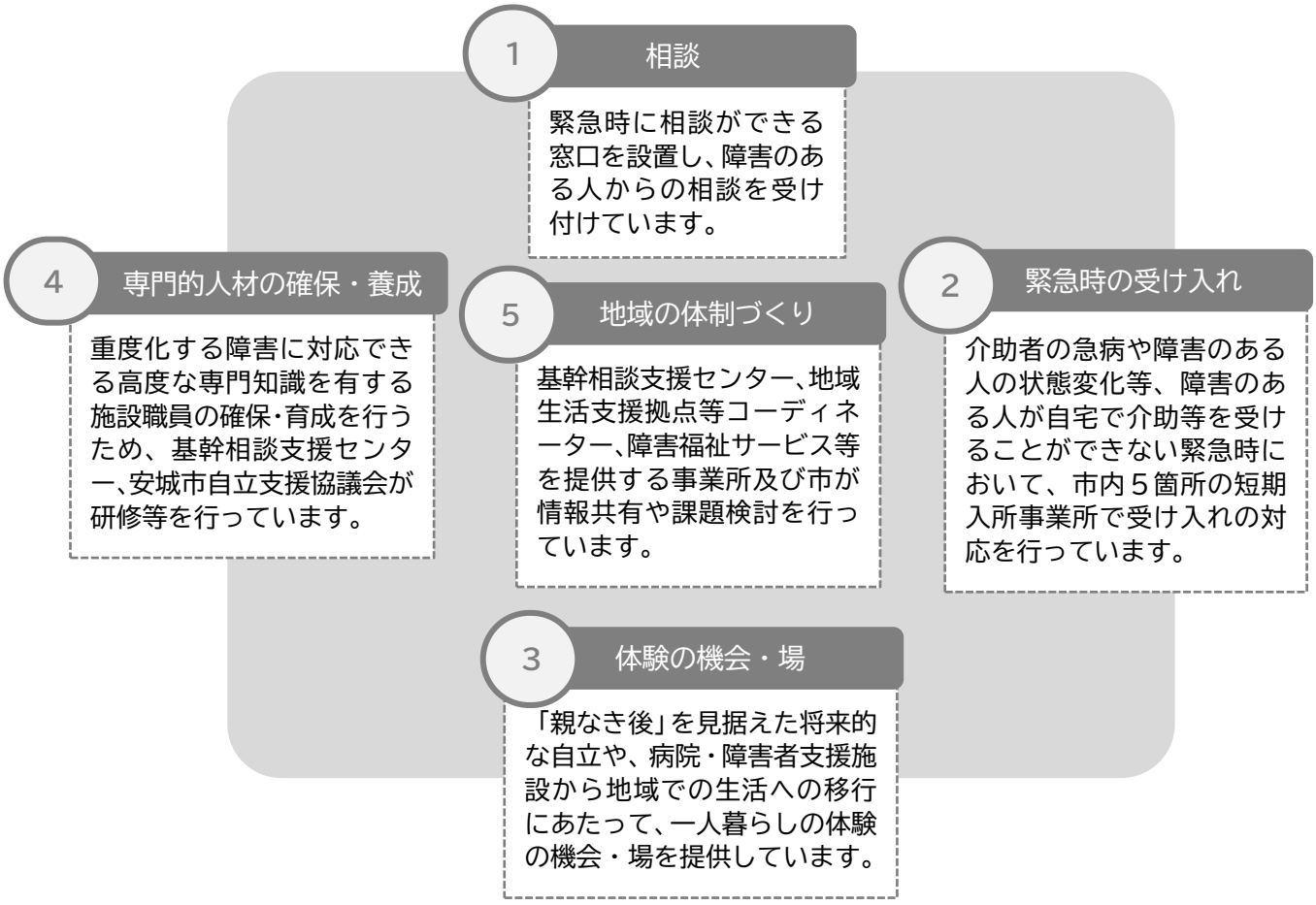
障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置や運用状況の検証等を通じて効果的な支援体制の構築を図ることを目標とします。

本市においては、市単独で面的整備にて地域生活支援拠点を整備しています。「親なき後」を見据え、誰もが親・家族だけに頼らずとも地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。また、運用状況については安城市自立支援協議会きょてんグループを中心に評価・検証を実施しているため、その過程で明らかになった課題等を踏まえてさらなる充実を図ります。さらに強度行動障害の状態にある者への対応については、令和８年度（２０２６年度）から、基幹相談支援センターを中心とする「強度行動障害支援チーム」を組織し、取組を進めていることから、人材育成や専門性の向上等を図りつつ、支援体制の充実を図ります。

地域生活支援拠点等とは、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親なき後」の生活を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことです。

本市においては、次の概念図のとおり、５つの機能を柱としています。

■安城市の地域生活支援拠点等の概念図



■成果目標

項目	実績値	目標値	国指針
	令和８年度	令和11年度	
地域生活支援拠点等の整備	実施済	実施	令和11年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とする
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施済	実施	地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	１回	１回	年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する
強度行動障害の状態にある者に関する支援体制整備	実施済	実施	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する

■活動指標

項目		実績		見込み			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数	5	5	5	6	6	6
地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターの配置人数	配置人数	4	4	4	4	4	4
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数の見込み	検証実施回数	1	1	1	1	1	1

（6）相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等及び協議会等の連携により、相談支援体制の充実・強化を進めることを目標とします。

本市においては、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、協議会すべて設置済であり、特に安城市自立支援協議会では数多くの部会を設置し、個別事例の検討を通じて各分野間での連携を図りながら取組を進めています。また、複数の相談支援事業所による協働体制を敷いている事例もあります。引き続きこれらの体制を活かし、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、新たな成果指標となった「のぞまないセルフプラン」については、本市では希望する人が相談支援を利用できる体制をとっているためセルフプランが０件となっています。引き続き、質の高い計画相談支援等の提供に努めるとともに、自らセルフプランを希望する人に対しては、ご本人の思いに寄り添った支援を行います。

■成果目標

項目	実績値	目標値	国指針
	令和８年度	令和11年度	
基幹相談支援センターの設置	設置済	実施	令和11年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備及び連携体制の構築
地域生活支援拠点等の設置	設置済	実施	
協議会の設置	設置済	実施	
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施済	実施	基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施済	実施	基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保
のぞまないセルフプラン【新規】	０件	０件	令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

■活動指標

項目		実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】		100%	100%	100%	100%	100%	100%
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与		有	有	有	有	有	有
協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込み	実施回数	3	3	3	3	3	3
	専門部会設置	12	13	11	10	10	10
	実施回数	118	105	97	88	88	88

（7）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害福祉人材の確保・定着を図るため、愛知県と連携して地域の状況等を踏まえた計画的な専門人材の養成や各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進することを目標とします。

本市においては、愛知県が設置する関係者間の連携を図る協議会やワンストップ窓口との連携を図り、事業所支援に努めます。

※国・県からの詳細（追加）情報によって修正する可能性があります。

（8）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行うとともに障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことを目標とします。

本市においては、愛知県が実施する研修への職員参加を推進するとともに、自立支援審査システム等での審査結果の分析を実施し、適正なサービス提供を促進します。

■成果目標

項目	実績値	目標値	国指針
	令和８年度	令和11年度	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	実施済	実施	令和11年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

■活動指標

項目		実績		見込み			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
研修への市町村職員の参加人数		20	16	16	12	12	12
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有	有	有	有
	実施回数	12	12	12	12	12	12

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1)訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内　容
居宅介護	自宅で入浴、食事等を介助するサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介助や外出時の移動を補助するサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	人/月	184	184	188	192	196	200
	時間/月	2,625	2,713	2,772	2,831	2,890	2,949
重度訪問介護	人/月	7	8	10	10	11	11
	時間/月	1,331	1,039	1,500	1,500	1,650	1,650
同行援護	人/月	24	24	25	26	27	28
	時間/月	278	310	347	361	375	389
行動援護	人/月	12	15	20	22	24	26
	時間/月	110	122	180	198	216	234
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【確保策】

訪問系サービス全体の利用者数の実績はほぼ横ばいで推移していますが、令和７年度（２０２５年度）に実施した事業所アンケート調査では、特に訪問系サービスにおける業務量に対する職員の充足状況が「不足している」(「やや不足している」と「不足している」の合

算）と回答した事業所の割合が７７％にのぼり、人材不足の影響が大きい分野となっています。安城市自立支援協議会を中心として人材確保策の検討を進めるとともに、介護保険サービスからの参入の働きかけなどにより、必要とする人が適切にサービスを利用できるよう見込み量の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内　容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	一定の期間、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	一定の期間、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
就労選択支援	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行うサービス。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援Ａ型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（雇用型）
就労継続支援Ｂ型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（非雇用型）
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療的なケアや常時介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅で障害のある人を介護する人が病気の場合等に、障害のある人に施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人/月	393	413	418	423	428	433
	人日/月	7,644	7,769	7,942	8,037	8,132	8,227
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	14	18	16	16	16	16
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	2	3	3	3	3
	人日/月	49	31	48	48	48	48
就労選択支援	人/月	0	1	3	5	5	5
	人日/月	0	4.3	21	35	35	35
就労移行支援	人/月	71	72	78	79	80	81
	人日/月	1,318	1,332	1,427	1,445	1,464	1,482
就労継続支援Ａ型	人/月	126	131	137	137	137	137
	人日/月	2,367	2,472	2,603	2,603	2,603	2,603
就労継続支援Ｂ型	人/月	366	407	447	487	527	567
	人日/月	6,005	6,654	7,291	7,943	8,595	9,248
就労定着支援	人/月	34	35	38	39	40	41
療養介護	人/月	16	16	16	16	16	16
短期入所（福祉型）	人/月	80	90	96	97	98	99
	人日/月	386	351	359	363	367	371
短期入所（医療型）	人/月	5	6	6	6	6	6
	人日/月	13	18	18	18	18	18

【確保策】

第７期計画期間を通して、利用者数が増加傾向にあるサービスが多く、特に「生活介護」「就労継続支援Ｂ型」「短期入所」などでは利用実績が大きく伸びています。多くのサービスで今後も利用者ニーズが増加するものと見込み、また、事業所アンケート調査では、定員数の受入率においてまだゆとりがある事業所もみられることから、事業所との連携のもとで必要なサービス量の確保に努めます。また、令和７年度（２０２５年度）から開始されている「就労選択支援」については事業の周知等を図ります。

(3)居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内　容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した人や、一人暮らし等で地域での生活に不安がある人に、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の相談対応により、生活状況の確認や必要な情報提供・助言、関係機関との連絡調整等を行うサービス。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	164	193	198	211	224	237
施設入所支援	人/月	76	73	71	70	68	67

【確保策】

特に「共同生活援助（グループホーム）」については、第７期計画期間中の利用者の伸びが大きく、また、今後もニーズがあるサービスとなっています。引き続き住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、近年の精神障害のある方の増加をふまえ、現在の利用に加えて新規事業者の参入促進を図り、必要量及び質の確保に努めます。施設入所支援については、国の指針に基づき、地域移行の推進を図ります。

(4)相談支援

■サービスの内容

サービス名	内　容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を行うときに必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が利用者にとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
地域移行支援	入所施設に入所している人または精神科病院に入院している人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者（家族と同居していても、家族等による緊急時の支援が見込めない人を含む）に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人/月	381	374	408	432	457	484
地域移行支援	人/月	5	5	5	6	6	7
地域定着支援	人/月	34	39	46	50	54	58

【確保策】

第７期計画期間において、「計画相談支援」の利用が増加傾向にあります。障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行う非常に重要なサービスですが、事業所アンケートでは人材不足感が大きく、また受入状況もゆとりがない等の課題が残っています。本市独自の相談支援専門員等の増員に対する補助等を活用しながら、安城市自立支援協議会そうだんグループと連携し、特定相談支援事業所の増加と相談支援専門員の確保に努めます。

また、各相談支援事業所の受入状況を踏まえた事業所間の連携を進め、市全体で計画相談支援を必要とする人を受け入れられる体制の構築に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1)必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くことを目的に、障害のある人のことや障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

②自発的活動支援事業

障害のある人が安定した地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

③相談支援事業

障害のある人が安定した地域生活を送ることができるよう、障害のある人や、その家族または介護等を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業のうち、住宅入居等支援事業については、地域生活支援拠点等の一環として、相談支援事業者に委託して実施します。その他の相談支援事業については安城市社会福祉協議会に委託して実施します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

項目	単位	実績		見込み			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用者数	人	6	11	11	11	11	12

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を支援します。

項目	単位	実績		見込み			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	3	3	3	3
手話通訳者派遣事業	人	398	341	351	361	371	381
要約筆記者派遣事業	人	62	51	40	40	40	40

⑦日常生活用具給付等事業

主に在宅で生活する障害のある人に対して、ストマ用装具や紙おむつ、電気式たん吸引器等の日常生活用具を給付します。

項目	単位	実績		見込み			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件	25	6	16	16	16	16
自立生活支援用具	件	27	23	25	25	25	25
在宅療養等支援用具	件	24	30	25	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	件	21	32	26	26	26	26
排泄管理支援用具	件	1,760	1,781	1,758	1,758	1,758	1,758
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	7	2	5	5	5	5

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成します。

項目	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修修了者数	人	36	28	29	30	31	32

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人の地域における自立生活及び社会参加に向け、外出のための支援を行います。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援	人/月	176	183	187	191	195	199
	時間/月	1,189	1,198	1,226	1,252	1,279	1,305

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の自立と社会参加を促進することを目的に、創作的活動、生産活動の機会を提供します。本市では委託事業として地域活動支援センター「陽なた」があり、精神障害のある人の集いの場、相談の場などの居場所として提供しています。この委託事業の活動の一部が地域活動支援センター機能強化事業になります。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	3,333	3,935	3,950	4,000	4,000	4,000

(2)任意事業

①訪問入浴事業

家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施します。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問入浴	人/月	31	30	30	30	30	30
	回/月	207	215	227	227	227	227

②日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供します。

事業名	単位	実績		見込み			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
日中一時支援	人/月	175	167	167	167	167	167
	回/月	809	811	811	811	811	811

③地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業

障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても地域で暮らしていけるよう、地域生活支援コーディネーターの配置や自立生活体験支援（一人暮らしの体験部屋）事業により、地域生活への移行や定着を支援します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

④スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害のある人が地域住民と一体となって体力づくり・交流・社会参加ができるよう、スポーツやレクリエーションに参加する機会を提供します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑤文化芸術活動振興

障害のある人などの作品展、音楽会、映画会などの芸術文化活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行います。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑥自動車運転免許取得・改造助成

障害のある人が就労、通院、通学等のため免許を取得しようとする場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。また、身体障害のある人が自動車を改造する必要がある場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑦知的障害者職親委託

知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、自立更生を図ります。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑧更生訓練費給付

障害のある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

⑨障害支援区分認定等事務

障害支援区分の認定等のために調査を実施したり、審査及び判定に当たって医師に意見書を作成させたりする事務等を行います。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

（3）地域生活支援促進事業

①障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、精神保健福祉士等を配置し、虐待時の対応のための体制を整備します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

②成年後見制度普及啓発事業

弁護士等による講演会を開催するなど普及啓発を行います。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

③雇用施策との連携による重度障害者等就労等支援特別事業

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・通勤援助助成金」を活用しても支障が残る場合などに、市の事業として重度障害のある人等の就労を支援します。

令和９年度（２０２７年度）以降も、継続して実施します。

5 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量と確保策

(1)障害児通所支援・障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人/月	190	228	246	265	286	308
	人日/月	2,296	2,451	2,583	2,782	2,860	3,080
放課後等デイサービス	人/月	520	588	651	716	787	865
	人日/月	5,965	6,811	7,466	7,876	8,263	8,650
保育所等訪問支援	人/月	14	15	15	16	17	18
	人日/月	14	16	15	16	17	18
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	182	190	229	245	268	293

【確保策】

利用者数及び利用量の実績は、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支

援」で特に利用が増加しています。今後の利用も増加すると見込まれますが、利用者のニーズを踏まえるとともに、必要な人に必要な量のサービスを確保できるよう、放課後等デイサービス等の利用最適化に努めます。また、重症心身障害児、医療的ケア児または障害のある中高生とその家族が安心して暮らせるよう、安城市自立支援協議会こどもグループと連携を図り、放課後等デイサービス等における受入体制の強化に努めます。

6 その他の支援に関する見込量と確保策

(1)発達障害者等に対する支援

■活動指標

項目		単位	実績		見込み			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム受講者数	保護者	人	23	15	20	20	20	20
	支援者	人	40	42	21	30	30	30

(2)保育園等への障害のある子どもの受入れ

■活動指標

項目	単位	実績		見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育園・認定こども園における障害のある子どもの受入れ	人	41	37	41	43	45	47
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受入れ	人	104	124	130	135	140	145

※①は公立、事業団園のみ。②は公立クラブのみ。（いずれも手帳所持者等）

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・団体等との連携による推進

(1)市民や関係機関との連携

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるためには、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

町内福祉委員会等地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

(2)国・愛知県・広域との連携

障害者施策推進のためには、国や県、広域での連携が必要です。国、県や西三河南部西圏域各市との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

■「あいち障害者福祉プラン」で定める区域

圏域	圏域に属する市
西三河南部西	安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市

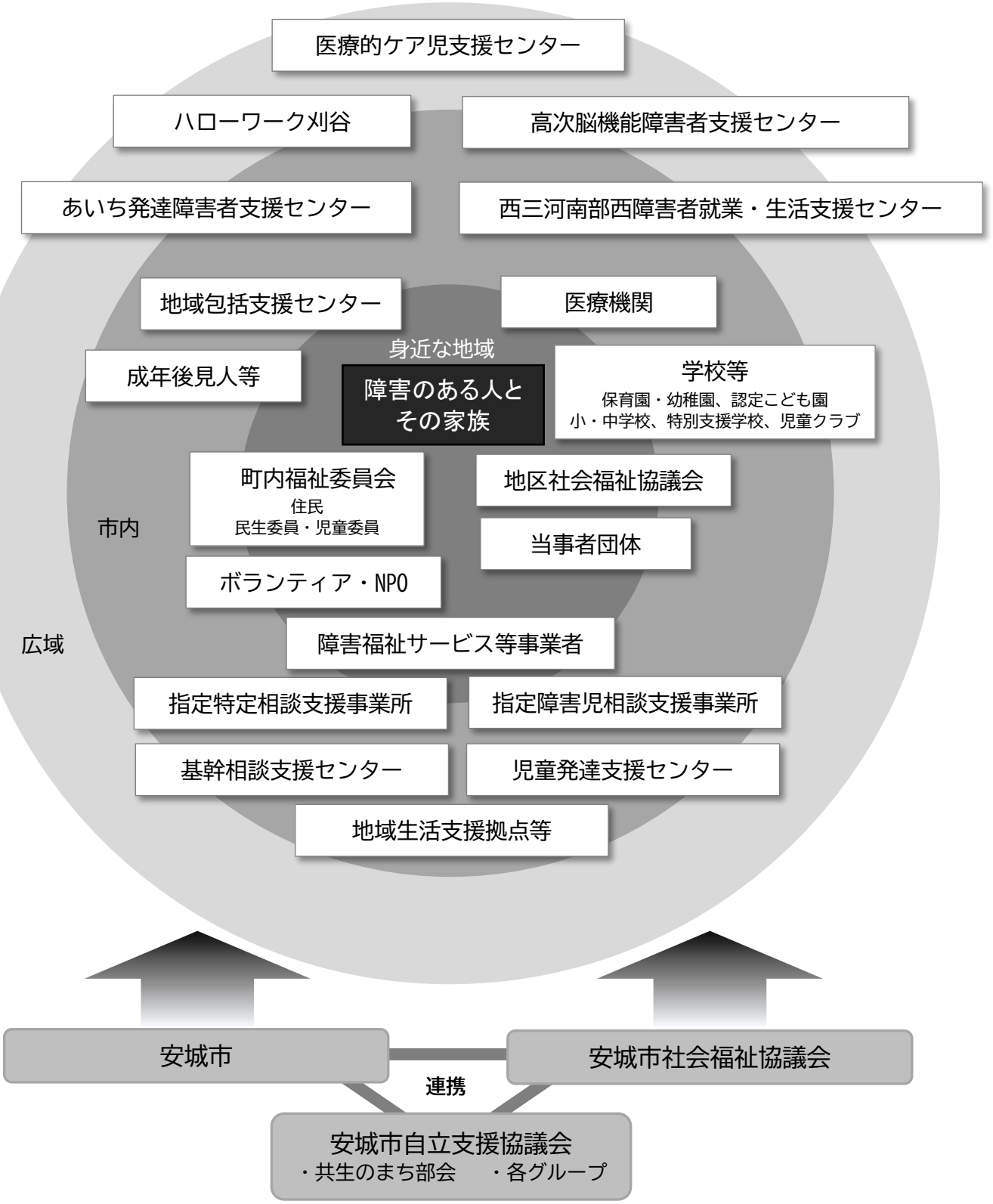
(3)安城市自立支援協議会を中心とした連携

障害者総合支援法第89条の3において、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」とされています。本市においても、この規定に基づき安城市自立支援協議会を設置しています。

「安城市障害者計画」「安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画」の推進にあたっては、安城市自立支援協議会を通じて関係機関と緊密に連携し、障害のある人やその家族等への支援体制の整備・充実を推進します。

■支援イメージ図

身近な地域…隣近所、町内会、小学校区や中学校区
市内…安城市全域
広域…障害保健福祉圏域（都道府県が設定する地域の区分）や愛知県全域



2 計画の進捗管理

(1)市役所内関係各課による取組の評価・検証

本計画に位置づけた取組については、毎年度、指標の進捗確認や取組状況等の評価・検証を行い、計画の総合的な推進を図ります。

(2)安城市自立支援協議会における評価・検証

本計画の進捗管理・評価を定期的に行うため、安城市自立支援協議会に、毎年度、本計画に位置づけた取組等の進捗状況の評価・検証結果を提示し、当事者の声も踏まえた評価結果を次年度の取組に反映していきます。

また、国の法令や制度の改正、障害のある人等を取り巻く社会経済情勢等が大きく変化した場合などは、適宜計画に位置付けた取組を見直し、時流に合わせたものとしていきます。